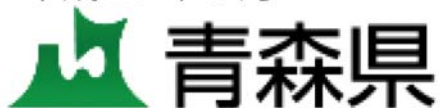


地域防災心得書



防災について
考えてみよう！
自主防災組織を
作ってみませんか？

平成 25 年 3 月



Aomori Prefectural Government

はじめに

国内観測史上最大級の地震と大規模な津波を伴った平成23年3月11日の東日本大震災は、本県をはじめ、東日本全域に被害が及ぶ未曾有の大災害となりました。

また、本県においては、近年、大型の台風やそれに伴う土砂災害、大雪による被害などに見舞われており、今後も、大規模な災害が発生することが想定されています。

県では、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、ソフト・ハード両面の対策についてスピード感を持って進めておりますが、その重点的な取組の一つとして、自主防災組織の設立促進・育成強化が挙げられます。

大規模災害が発生すると、消防や警察などの防災関係機関が総力をあげて活動したとしても全ての事案に対して十分には対処できないことが考えられるため、あらかじめ町内会や自治会などで自主防災組織を結成し、災害発生時には、地域の住民同士の協力によって助け合い、災害による被害を減らすことが重要です。

そのため、県民の皆様には、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識をもっていただき、災害による犠牲とならないために、一人ひとりの心の中に「防災に対する心得」をそなえ、できることから取り組んでいただきたいと思います。

この地域防災心得書は、そのような取組を行う際の参考となるよう、防災に対する意識啓発の手段、自主防災組織の設立方法、自主防災組織の設立後の活動内容など、段階ごとの内容を盛り込んでおりますので、防災に対する心得書として御活用いただければ幸いです。

平成25年3月

青森県総務部防災消防課

～ 目 次 ～

1. 青森県で起きた自然災害	
① 青森県で起きた災害（地震・津波）	1
② 青森県で起きた災害（大雨（洪水）・台風）	2
③ 青森県で起きた災害（大雪・集中豪雨（土砂））	3
④ 青森県で起こりえる自然災害	4
2. 自主防災組織について	
① 災害における行政の現状	6
② 自主防災組織とは	7
③ 自主防災組織とコミュニティ	8
3. 自主防災組織の作り方	
① 自主防災組織の役割	11
② 自主防災組織の結成	12
③ 自主防災組織の運営（規約づくり）	13
④ リーダーの必要性	15
⑤ 設立方法	15
⑥ 班体制	16
4. 平常時の活動ポイント	
① 防災知識の普及	17
② 災害時要援護者の支援	22
③ 防災訓練	27
④ 防災資機材の整備	30
⑤ 関係機関との連携	31
5. 非常時の活動ポイント（地震・津波）	
① 地震・津波災害時の活動	34
② 情報の収集及び伝達	35
③ 避難	36
④ 出火防止・初期消火	38
⑤ 救出・救護	39
⑥ 給食・給水	40
6. 非常時の活動ポイント（洪水・土砂）	
① 洪水・土砂災害時の活動	41
② 情報の収集及び伝達	42
③ 避難及び避難所運営	43
7. 非常時の活動ポイント（その他）	
① その他災害時の活動	44
～ 資料編 ～	
① 青森県の自主防災組織率	資-1
② 自主防災組織の防災計画例	資-2
③ 自主防災組織の事例（青森県）	資-7
④ 各市町村の窓口一覧	資-13
⑤ 自主防災組織への助成制度	資-14

1.青森県で起きた自然災害

①青森県で起きた災害（地震・津波）

青森県では、これまで日本海中部地震（昭和 58 年）、三陸はるか沖地震（平成 6 年）、岩手県沿岸北部地震（平成 20 年）、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）など、数々の大規模地震・津波災害が発生しています。また、平成 3 年の台風第 19 号や平成 23 年の台風第 15 号など、台風によって甚大な被害が発生しているほか、昭和 50 年の集中豪雨や平成 24 年の大雪災害など、様々な災害に見舞われています。

●2011.3.11 東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）

- ・震度 5 強：八戸市、東北町、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町
- ・死者 3 名、行方不明者 1 名、負傷者 95 名
- ・全壊家屋 308 棟、半壊家屋 701 棟
- ・想定を超える大津波の襲来



東北地方太平洋沖地震
(八戸市提供：八戸市大字白銀 八戸階上線)



東北地方太平洋沖地震
(八戸市提供：八戸市大字鮫(蕪島) 八戸階上線)



東北地方太平洋沖地震
(八戸市提供：八戸市大字白銀 八戸階上線)

●1994.12.28 三陸はるか沖地震

- ・震度 6：八戸
- 震度 5：青森、むつ
- ・死者 3 名、負傷者 688 名
- ・全壊家屋 55 棟、半壊家屋 346 棟
- ・津波の最大高さ 44cm



三陸はるか沖地震

●1983.5.26 日本海中部地震

- ・震度 5：深浦、むつ
- ・死者 17 名、負傷者 25 名
- ・全壊家屋 447 棟、半壊家屋 865 棟
- ・日本海側で 10m を超える津波が来襲



日本海中部地震

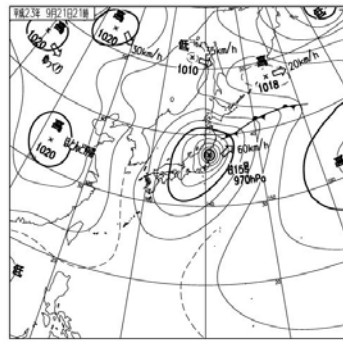
②青森県で起きた災害（大雨（洪水）・台風）

●2011.9.20-22 平成 23 年台風第 15 号による大雨

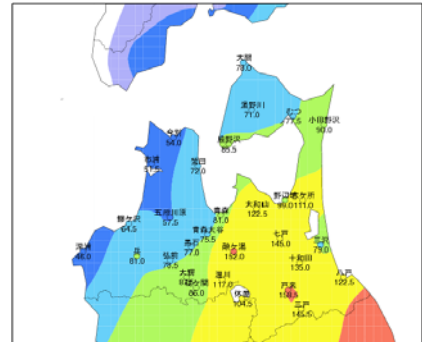
- ・総雨量は新郷村戸来 158.5mm、青森市酸ヶ湯 152.0mm、三戸 145.5mm など、三八上北を中心に 100mm を超える大雨
- ・八戸市では最大瞬間風速 29.3m
- ・三八上北を中心に床上・床下浸水が多数
- ・馬淵川では、はん濫危険水位を超える増水となり被害が発生



【提供：気象庁】



平成 23 年台風第 15 号



●1991 年 平成 3 年台風第 19 号(りんご台風)

- ・最大瞬間風速 54m/s（青森市）
- ・死者 9 名
- ・全半壊家屋 1,894 棟
- ・農林被害の大半はりんごの被害



平成 3 年台風第 19 号（りんご台風）

③青森県で起きた災害（大雪・集中豪雨（土砂））

●2012年 大雪災害

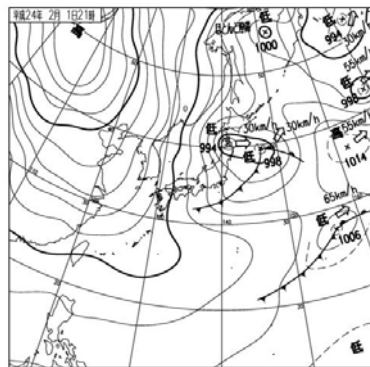
- ・冬型の気圧配置が強まり気温が低く断続的に強い雪が降り大雪
- ・国道279号（野辺地町有戸～むつ市大曲39.0km）では、暴風雪により自動車約400台を巻き込んだ大規模な交通障害が発生



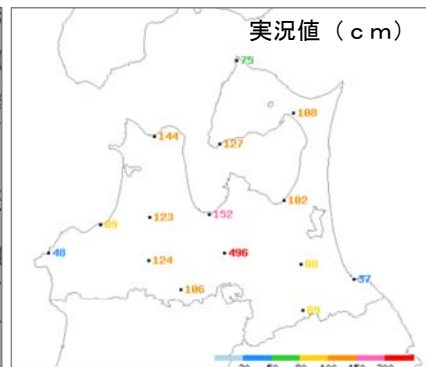
むつ市（青森県県土整備部道路課提供）

2月1日に観測された極値

- ・積雪差日合計 大間 51cm
- ・積雪差日合計 今別 36cm
- ・日最大風速 市浦 12.7m/s



【提供：気象庁】



平成24年大雪災害

●1976.8.6 集中豪雨(旧岩木町百沢地区)

- ・昭和50年8月6日未明、岩木山の南斜面を流れる蔵助沢で土石流が発生
- ・死亡：22名、重軽傷者：31名
- ・全半壊家屋：26棟



集中豪雨（旧岩木町百沢）

④青森県で起こりえる自然災害

我が国は四方を海で囲まれ、急峻な地形、地質、気象などの自然条件から、地震、津波、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水・土砂災害、大雪など、自然災害が発生しやすい環境にあり、人口や建物の密集といった社会的条件が重なることによって、ときに深刻な被害をもたらすことがあります。

多くの尊い命が失われた平成7年の阪神・淡路大震災以降、平成16年の台風上陸や梅雨前線などによる洪水・土砂災害、平成17年～18年と平成22年～23年の大雪により、百名単位の犠牲者が報告されています。

そして、平成23年3月には、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、大津波の襲来により未曾有の被害が生じました。



東北地方太平洋沖地震①（八戸市）

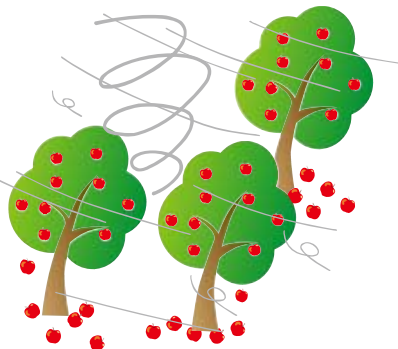


東北地方太平洋沖地震②（階上町）

このように、日本各地で自然災害が多発しているほか、青森県でも多くの自然災害が発生しています。

心得 1

今後、青森県においても
大規模な自然災害の発生は避けられないため
日頃からの備えが必要



【参 考】

青森県で今後想定される災害などについて詳しく知りたい方は、以下のホームページを参考にしてください。

●地震・津波災害

- ・青森県地域防災計画 地震・津波災害対策編、資料編：青森県防災ホームページ
<http://www.bousai.pref.aomori.jp/bousaikeikaku/index.htm>
- ・津波浸水予測図：青森県ホームページ（河川砂防課）
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/tunami-yosoku.html>

●風水害

- ・青森県地域防災計画 風水害等災害対策編、資料編：青森県防災ホームページ
<http://www.bousai.pref.aomori.jp/bousaikeikaku/index.htm>
 - ・青森県管理の洪水予報河川・水位周知河川の浸水想定区域：青森県ホームページ
<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/sinsuisoutei.html>
 - ・岩木川・平川・浅瀬石川・馬淵川の浸水想定区域図：青森河川国道事務所ホームページ
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/other/flood/index.html>
 - ・高瀬川の浸水想定区域図：高瀬川河川事務所ホームページ
<http://www.thr.mlit.go.jp/takase/shinsui/index.html>
 - ・洪水・津波等ハザードマップ：国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disaportal.gsi.go.jp/viewer/index.html>
- ※なお、各市町村の洪水ハザードマップについては、各市町村のホームページをご覧ください。
防災担当課にお問合せください。

●土砂災害（青森県ホームページ）

- ・土砂災害防止法について
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/2008-0613-1557-866.html>
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について
http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sabo_keikaikuiki.html
- ・土砂災害警戒区域等マップ
<http://www.sabomap.jp/aomori/>
- ・土砂災害危険箇所図
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kasen/bousai/sabo/doshamap/index.html>

●火山災害

- ・岩木山火山ハザードマップ：青森県防災情報（砂防）ホームページ
http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/dosha_keikai_itiran.html

2. 自主防災組織について

① 災害時における行政の現状

平成 23 年の東日本大震災では、各種の災害が複合的かつ同時多発的に発生しました。そのため、被災地では、市町村、警察、消防などの多くの防災関係機関が応急復旧活動を行いましたが、限られた人員や庁舎及び車両などに多大な被害を受けた状況の下で行われました。

このように、大規模災害が発生すると、防災関係機関だけでは被害の拡大を防止することが困難になります。



重要

- ・ 大規模災害が発生すると、消防、警察、市町村役場などの防災関係機関だけでは被害の拡大を防止することが困難
- ・ 防災に対する自分自身や地域の主体的な姿勢が重要

心得 2

- ・ 「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持つこと
- ・ 指示待ちではなく、地域が自ら考えて行動すること
- ・ 災害による犠牲とならないために、できることから取り組むことが必要不可欠

【参考（内閣府）：http://www.bousai.go.jp/kouhou/h23/63/special_01.html】

【参考（警察庁）：<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten281/index.html>】

②自主防災組織とは

災害が発生したとき

- 国や都道府県などの行政、消防による救助・救援などは・・・

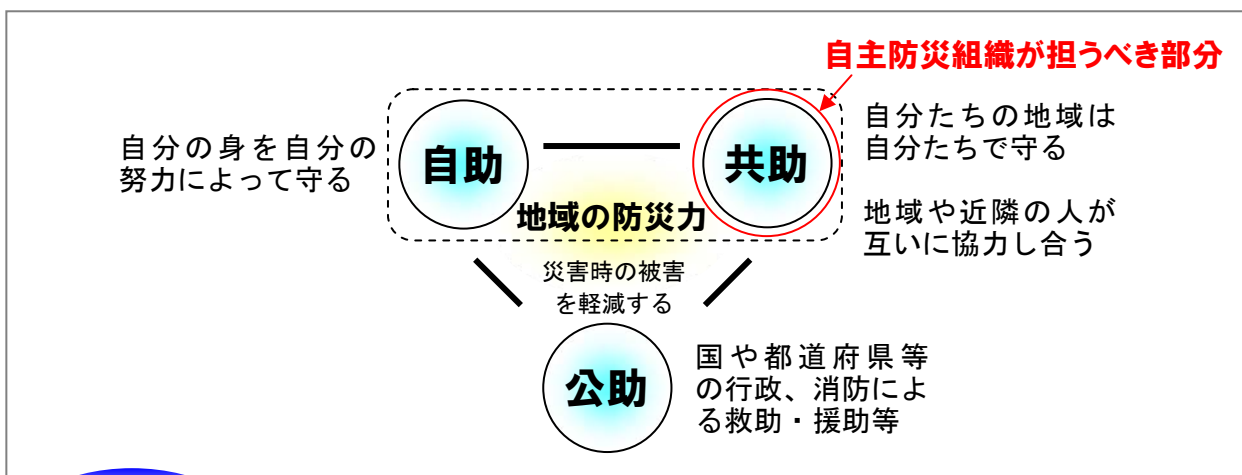
大きな災害になるほど、道路の寸断や同時多発火災など被害は多種多様にわたり、防災関係機関が総力をあげて活動しても、十分に対処できないことが考えられます。

- 住民は・・・

自分の命は自分で守ることが基本です。しかし、自分の力や家族の力だけでは限界があります。そのため、災害が発生した場合には、普段から生活環境を共有している住民同士が協力し合う「共助」が重要となります。

- 災害に対して住民が安全・安心に暮らすためには

◎「自助」「共助」「公助」が緊密に連携して、災害による被害の軽減を図ることが重要です。



重要

自分たちの地域を自分たちで守るために

地域の皆で一緒になって防災活動に取り組む組織が「自主防災組織」です。

心得3

- ・自主防災組織は、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うために自主的に結成する組織
- ・「自分の命は自分で守る」を基本とし、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感が必要

③ 自主防災組織とコミュニティ

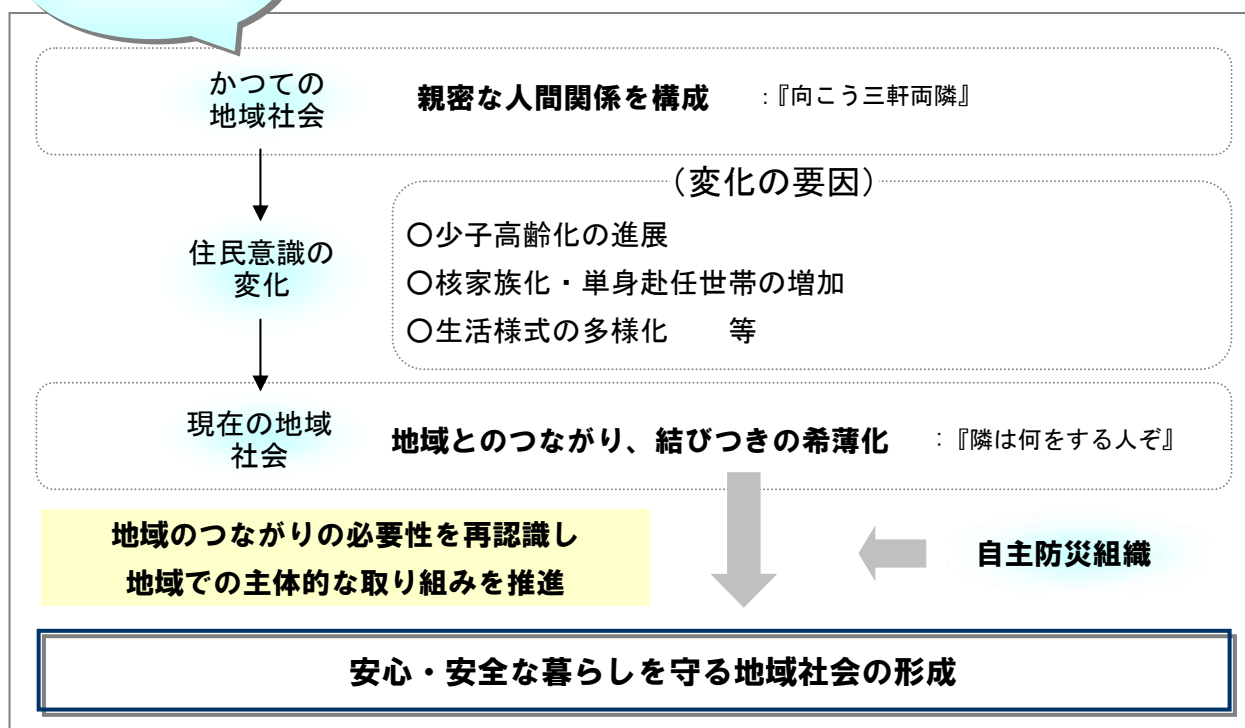
自主防災組織は、自主的に結成する組織です。災害に対して「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という自覚、連帯感に基づき、災害による被害を予防、軽減します。

しかし、現代社会では住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加にみられる世帯構成の変化など、様々な要因によって、かつての「向こう三軒両隣」という地縁、血縁によって構成されていた親密な人間関係が崩壊し、「隣は何をする人ぞ」といった言葉に象徴されるように、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが薄くなりつつあります。

一方で、頻発する自然災害や凶悪な犯罪などの多発による地域生活への不安が高まるなか、住民の地域・近隣とのつながり、結びつきの必要性が再認識され、地域コミュニティのなかで、自発的な取組が進められるようになってきています。

地域コミュニティの崩壊は地域の活力だけでなく、地域の安心・安全を脅かす原因となります。そのため、自主的な防災活動をむしろコミュニティの維持・復活の重要な切り口と位置づける積極的な視点が必要となります。

まとめると

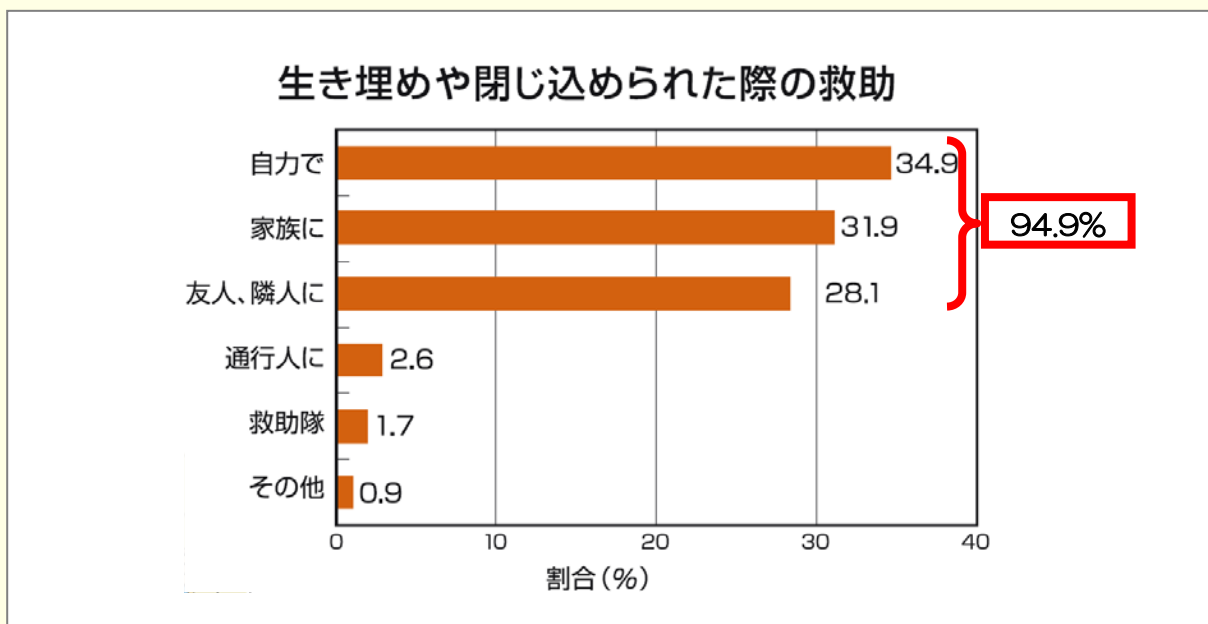


重要

- ・ 自主防災組織の結成は、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのために重要
- ・ 今後、地域住民の主体的な活動がますます求められる

《阪神・淡路大震災の事例》

平成7年の阪神・淡路大震災では、ガレキの下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民らなどによって救出されたという報告があります。また、特定の地域では、自力または家族や近所の住民によって救出された割合が90%を超える調査結果もあります。この事例から、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再認識されました。



しかし、このように自主防災組織の必要性が求められている中、全国の自主防災組織率をみると、青森県は全国ワースト2位となっています。

1位：兵庫県 96.2%、2位：愛知県 95.3% …… 46位：青森県 33.4%

全国の自主防災組織率

	市町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を有する市町村数	自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数 (B)	自主防災組織活動カバー率 (B/A) %	順位
北海道	179	2,685,761	123	1,328,431	49.5%	44
青森県	40	577,351	39	192,844	33.4%	46
岩手県	33	506,306	33	387,579	76.6%	29
宮城県	35	918,304	35	783,388	85.3%	15
秋田県	25	421,338	25	294,515	69.9%	36
山形県	35	401,201	35	301,550	75.2%	32
福島県	59	747,619	56	601,971	80.5%	20
茨城県	44	1,142,271	44	703,308	61.6%	39
栃木県	26	766,343	25	663,234	86.5%	13
群馬県	35	778,481	33	610,567	78.4%	23
埼玉県	63	2,978,999	63	2,488,977	83.6%	17
千葉県	54	2,616,794	54	1,523,975	58.2%	41
東京都	62	6,390,020	54	4,948,420	77.4%	25
神奈川県	33	3,993,565	33	3,088,741	77.3%	27
新潟県	30	859,516	29	661,193	76.9%	28
富山県	15	393,868	15	270,490	68.7%	38
石川県	19	451,929	19	344,799	76.3%	31
福井県	17	275,683	17	235,917	85.6%	14
山梨県	27	339,911	27	323,944	95.3%	3
長野県	77	825,012	75	752,483	91.2%	9
岐阜県	42	757,371	42	709,236	93.6%	5
静岡県	35	1,463,726	35	1,376,920	94.1%	4
愛知県	54	2,947,483	54	2,809,658	95.3%	2
三重県	29	727,521	29	672,970	92.5%	6
滋賀県	19	525,061	19	458,397	87.3%	12
京都府	26	1,132,893	26	1,047,527	92.5%	7
大阪府	43	3,963,932	43	3,311,002	83.5%	18
兵庫県	41	2,381,894	41	2,291,900	96.2%	1
奈良県	39	564,867	39	451,455	79.9%	22
和歌山県	30	432,124	30	355,079	82.2%	19
鳥取県	19	228,484	19	160,112	70.1%	35
島根県	19	278,913	19	165,848	59.5%	40
岡山県	27	793,664	27	438,146	55.2%	43
広島県	23	1,239,126	23	991,567	80.0%	21
山口県	19	646,582	19	549,891	85.0%	16
徳島県	24	323,849	24	291,683	90.1%	10
香川県	17	416,706	17	302,507	72.6%	34
愛媛県	20	635,273	20	565,070	88.9%	11
高知県	34	350,332	34	260,761	74.4%	33
福岡県	60	2,222,103	54	1,738,007	78.2%	24
佐賀県	20	314,652	20	216,512	68.8%	37
長崎県	21	616,491	21	284,274	46.1%	45
熊本県	45	744,226	45	429,439	57.7%	42
大分県	18	514,432	18	469,648	91.3%	8
宮崎県	26	507,719	26	388,426	76.5%	30
鹿児島県	43	792,803	43	613,300	77.4%	26
沖縄県	41	578,976	19	60,612	10.5%	47
合計	1,742	54,171,475	1,640	41,916,273	77.4%	

【出典：平成 24 年度版 消防白書（平成 24 年 4 月 1 日現在）】

全国の自主防災組織率を示します。自主防災組織の組織率はあくまでも目安ですが、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ためには、自主防災組織の設立に向けた一歩が必要です。

3. 自主防災組織の作り方

① 自主防災組織の役割

住民による自主的な防災活動は、これまで火災や風水害などへの対策として大きな役割を果たしてきました。しかし、消防などの防災体制の整備や、河川改修などの防災対策の充実、また社会環境や住民意識の変化によって、地域住民の助け合いによる防災機能が低下しつつあります。

しかしながら、阪神・淡路大震災を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から自主防災組織の重要性が見直され、各地で大規模な災害でも住民が的確に行動し被害を最小限に止める自主防災組織の育成に積極的に取り組むようになりました。

このような教訓を活かし、自主防災組織には、平常時から防災知識の普及・啓発、地域内の安全点検、住民による防災訓練の実施など災害に対する備えを、災害時には、初期消火や被災者の救出・救助、情報収集、避難所の運営などの役割を担うことが求められています。

自主防災組織における平常時・災害時の主な活動

平常時の活動	災害時の活動
日頃から地域内の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など	実際に災害が発生した場合の初期消火活動、救出救助、情報の収集など
① 防災知識の普及・啓発 ② 地域内の災害危険の把握 ③ 防災訓練 ④ 防災資機材の整備	① 情報収集伝達活動 ② 初期消火活動 ③ 避難誘導活動 ④ 災害時要援護者への援助活動 ⑤ 救出救護活動 ⑥ 救援物資（食事など）の分配活動 ⑦ 避難所の管理・運営

【出典：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

② 自主防災組織の結成

自主防災組織を結成するにあたっては、地域の住民が強制的なものではなく、自発的・継続的に参加することが重要です。

まず、ひとりでも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努め、市町村や消防機関などと協力しながら活動への関心を持ってもらうための情報提供を行い、参加してもらうためのきっかけづくりをすることが必要です。

実際に自主防災組織を結成する場合には、町内会や自治会など、既にある団体をベースとする場合が一般的ですが、新たな組織として結成する方法もあります。

結成の方法	説明
既にある団体を活用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 自治会などの既存の団体を、自主防災組織として兼ねる。 既存の団体の下に別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民に働きかけ、既存の組織とは別に新たな組織を結成する。

心得 4

自主防災組織には

- ・ 地域の住民が自発的・継続的に参加すること
- ・ リーダーの存在、一人ひとりの自覚

が重要

③ 自主防災組織の運営（規約づくり）

活動を開始するには規約が必要です。活動に参加する誰もが組織の活動方針や規則を理解できるように、分かりやすく明確な規約をつくることが重要です。規約には、組織の目的、役員の選任や任務、組織運営、活動計画などを盛り込みましょう。

例えば

自主防災組織規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇自治会集会所に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及
- （2）災害に対する予防
- （3）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- （4）前号に関する訓練
- （5）資機材などの整備
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇自治会（以下「自治会」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）班長 若干名
- （4）監事 若干名

2 会長、副会長は、自治会の防災部長、防災部副部長をもって充て、班長及び監事は自治会の班長及び監事をもって充てる。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（顧問等）

第8条 本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受けるため、顧問又は専門員を設置することができる。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、自治会と同時に開催する。

2 役員会は会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

(会費等)

第11条 本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則 この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

* 本規約は、自治会の防災部長が自主防災組織の代表者となる場合の一例ですので、適宜内容を変更してください。

重要

- ・ 規約は分かりやすく明確につくることが重要
- ・ 班編成は、組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも有効

【参考：青森県ホームページ】

<http://www.bousai.pref.aomori.jp/jisyubousai/jisyubou-index.htm>

④リーダーの必要性

自主防災組織には、リーダーシップを発揮できるリーダーの存在が必要です。

リーダーを一人とする考えもありますが、例えば、効率よく作業を進めるのが得意な人、人の気持ちをとらえることが上手な人など、それぞれの特徴を生かした複数の人が組んでリーダーシップをとることも有効です。

また、女性のリーダーも必要です。意思決定を行うメンバーの中に女性を複数名入れることで、男女のニーズの違いや生活者の視点を取り入れることができます。

このように、地域の住民の一人ひとりがリーダーの自覚を持ち、「自分たちの地域は自分たちで守る」という思いの中で、地域を大切に思い、地域活動を楽しみ、盛り立てていこうという気持ちで協力しあうことが重要です。

⑤設立方法

設立の方法は、各市町村にご確認ください。

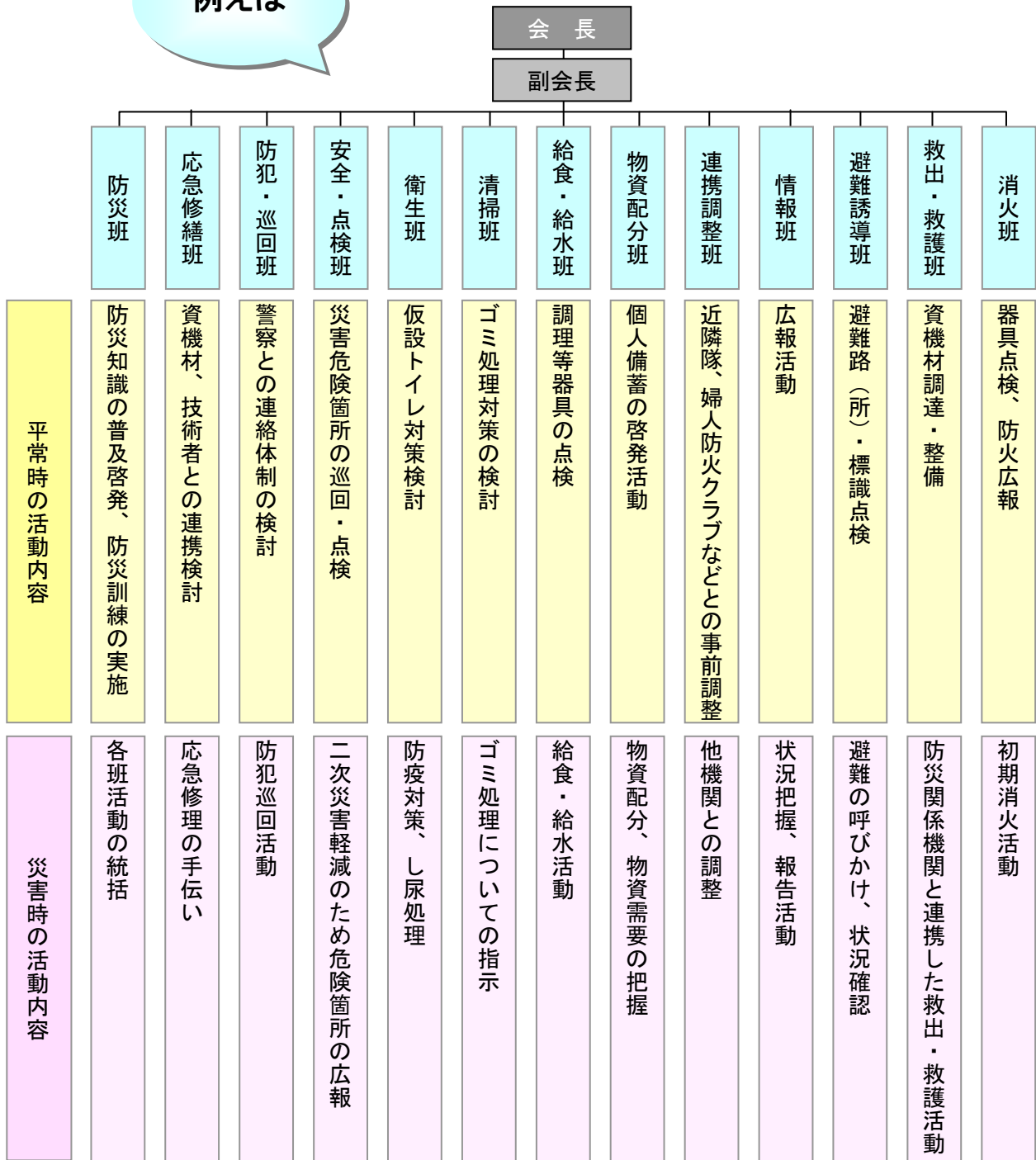
なお、各市町村の窓口は「資料編 ④各市町村の窓口一覧」をご覧ください。

例えば

- ①設立について合意
- ②自主防災組織の規約、役員名簿の作成
- ③市町村の窓口へ届け出

⑥班体制

例えば



この班体制はあくまでも一例です。どの班をつくって、どのような活動をするのかについては、組織全体で話し合うことが重要です。

4. 平常時の活動ポイント

① 防災知識の普及

災害に対して住民の皆さんに危機感を持っていただき、その災害から自分たちの命を守るためには、防災知識の普及・啓発が必要です。県や市町村、防災関係機関が主催する講演会や研修会などへの参加、自主防災組織による勉強会の開催や広報誌（回覧板）の作成、インターネットによる情報収集など、様々な方法が考えられます。

(1) 講演会・防災ワークショップ・講習会などの開催

《普及事例①：防災講演会》



学識者による防災講演会

《普及事例②：防災ワークショップ》



防災関連テーマに関するワークショップ

(2) 広報媒体などの利用

⇒ラジオ、テレビ、新聞、県・市町村広報紙（回覧板）、インターネットなど

《普及事例③：回覧板》

自宅掲示用
津波発生時の心得

自分の『いのち』は自分で守る

しちなが安全安心ネットワーク
(下長地区協会の発行)

◎想定を信じるな！
下長・石堂・河原木地区は低地であるため、出来るなら指定避難場所の学校や公民館ではなく
★高台の南部山・高館方面へ避難する方がより安全である

◎迅速かつ全力で、走りながら知人に知らせ避難する！

◎最善をつくす！
普段から避難路を確認しておく
川や海は、絶対近づかない

◎日頃から、家族で避難場所を決めておく！
我が家の避難場所→

◎一度避難したら避難解除まで家には絶対戻らない！
津波は2波の方が被害が大きいことがあるので、携帯ラジオなどで正確な情報を知ること心がけることが大切である

◎非常持ち出し品を準備しておく！
特に高齢者
★メガネ [夜間時注意]
★入れ歯 [夜間時注意]
★薬 [病院処方薬品]
★リュックサックに非常持ち出し品を入れておく
★特に大切なもの健康保険証(写)・現金(小銭も)
★チェックリストあり(裏)

八戸市しちなが安全安心ネットワークで作成した回覧板

《普及事例④：インターネット》



青森県防災ホームページ

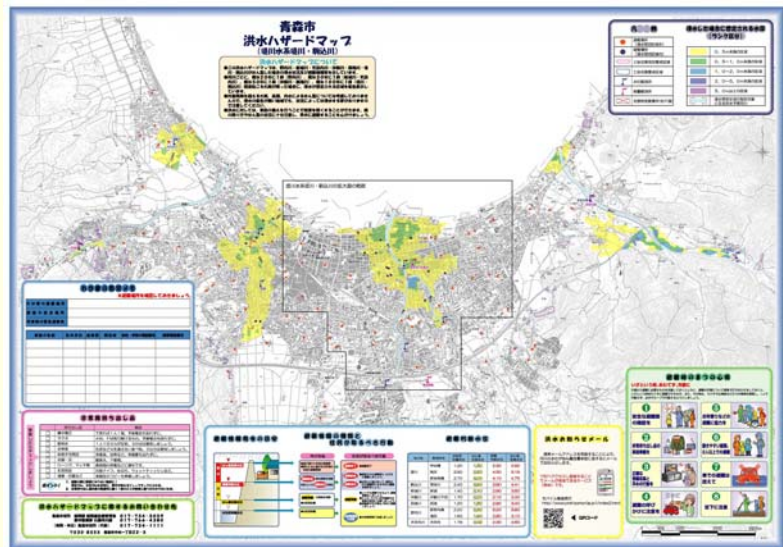
(3) 防災に関するパンフレット等による情報収集など

《普及事例⑤：パンフレット》



三沢市防災ハンドブック

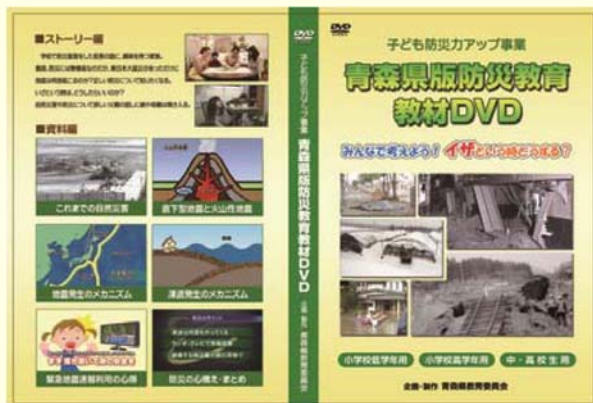
《普及事例⑥：ハザードマップ》



青森市洪水ハザードマップ

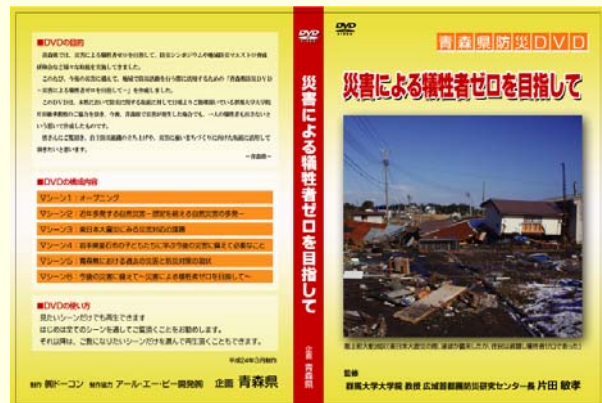
(4) 視聴覚教材の上映会など

《普及事例⑦：防災DVD①》



青森県版防災教育DVD

《普及事例⑧：防災DVD②》



青森県防災DVD

(5) 防災資機材・災害写真などの見学

《青森県内で実施した防災ワークショップの事例》

● 地域における避難の課題について検討した事例

《検討のテーマ》

- ・ 災害による犠牲者ゼロの実現に向けた避難を考える

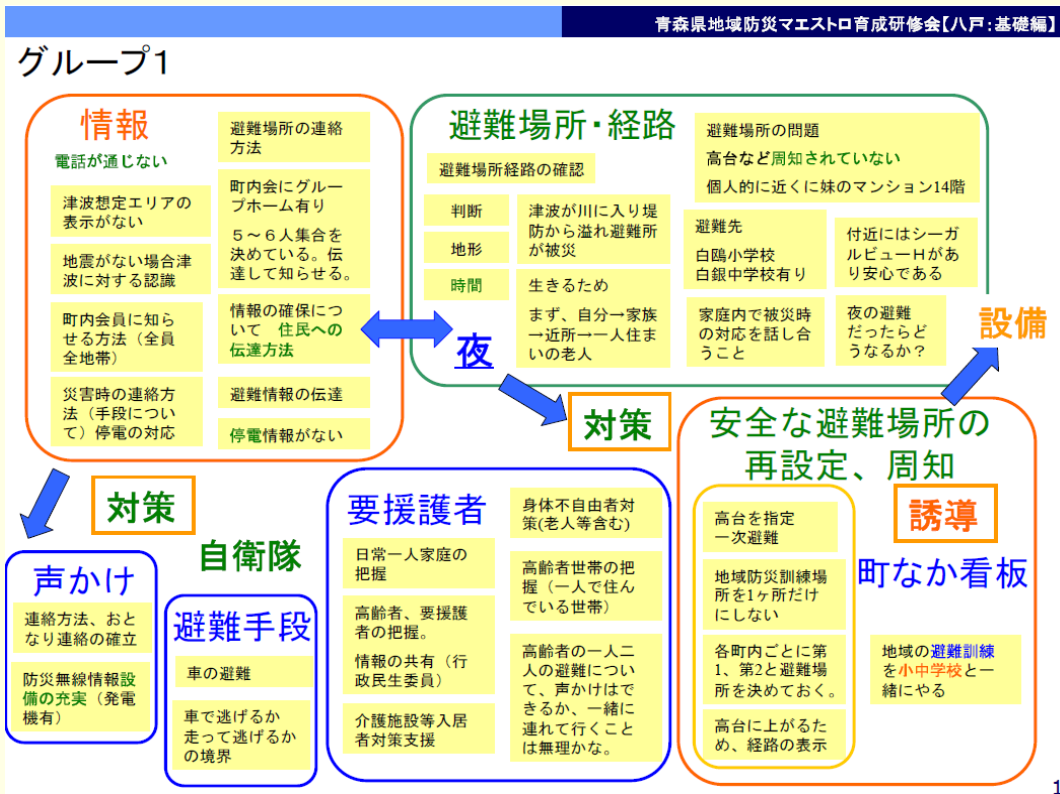
《検討の内容》

- ・ 地域で起こりうる災害を想定した場合、地域における避難の課題は何か？
- ・ 個人、地域、高齢者などの災害時要援護者、子ども、情報、避難先・手段・開始タイミングなどにおいて、どのような問題があるか？
- ・ 犠牲者ゼロを実現するために、何をすべきか、または何ができるのか？

《検討の進め方》

- ・ 参加者の意見を付箋紙に記入し、模造紙に貼付。(進行役と参加者)
- ・ グループ検討後、情報、避難所、災害時要援護者など大きく分類し、模造紙に整理。
- ・ 地域における避難の課題、犠牲者ゼロの実現に向けて、個人や地域ですべきことやできることのとりまとめ。

《検討の結果》



●具体的な災害を想定した対応の検討事例

《検討のテーマ》

- ・災害時に地域で対応するために必要なことを考える

《検討の内容》

- ・具体的な災害を想定して、以下について検討。

- ①どのように対応するか？
- ②なぜ、そのような対応をするのか？（理由・問題点）
- ③どのようにすれば、解決できるのか？（個人・地域）

《問題》

・あなたの隣の家には高齢のご夫婦が住んでいます。一人は寝たきりです。洪水発生の危険が高くなり、避難勧告が出ました。あなたは避難するつもりですが、お隣のご夫婦を助けられると思いますか？



《検討の進め方》

- ・降雨開始から避難に至るまでの状況を想定し、家族の構成、自宅周辺の浸水状況などを踏まえて、個人・地域の対応を検討。
- ・参加者の意見を付箋紙に記入、模造紙に貼付し整理。（進行役と参加者）
- ・洪水時の避難、災害時要援護者の支援などにおける課題を整理し、個人・地域でできることについてとりまとめ。

《検討の結果》

①対応 (回答)	②理由 (問題点)	③解決策 (個人・地域でできること)
<p>■助けられないと思う</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族に高齢者がいる 自身で歩けない人がいる 家族に介護の人がいる時は、それが主になるので無理だ 家族に高齢者あり、他者までは… 	<p>■どうして助けられないか？(障害となる要因は何か?)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所が遠い 自宅でのことは後でよいが、避難所までの距離による。車 手段がない 避難所まで連れて行く手段がない。車、リヤカー、車イス等 車が使えない 搬送の道具がないと助けられない。 車イス等の設備がない 避難の手段(車イス等)がない。 一人じゃ無理 一人で介助できるか。ベッドの床 自分一人だけの場合 複数の手伝いがないと助けられない。 家族に何ら問題のない支援者が町内に名目いなら助けられる。(除雪ボランティア) もっと事前に行動すべき 助かすことにより、より重大な危険が生じる 	<p>■個人でできること</p> <ul style="list-style-type: none"> 名簿の整理 町会の事業免除者で情報を得る ほのぼの交流事業のメンバーに協力してもらおう(75才で一人住まい) 地域でできること 除雪ボランティア 手助けしてくれるひとがいる。協力してくれそう 75才以上の一人住まいを見守る一名簿 <p>■個人でできること</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月1日に世帯調査して要介護者の名簿作りをしている 個人情報のある程度の開示が必要 <p>■地域でできること</p> <ul style="list-style-type: none"> 道具の準備 個人 車イス、台車の等の備え 地 リヤカー等の備え
<p>■助けられると思う</p> <ul style="list-style-type: none"> 意識の低さ 本人が避難を望まない リヤカーでもあれば私とまで助けられると思う。 乗会所まで 	<p>■どうやって助けるのか？(本当に助けられそうか?)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意識の低さ 本人が避難を望まない リヤカーでもあれば私とまで助けられると思う。 乗会所まで 	<p>■個人でできること</p> <ul style="list-style-type: none"> 町会での役割分担を決めておく 事前のチームづくりで助けられる 1対1ではムリ。隣組制度で。 地 隣組の編成 班を3、4世帯で編成 避難先も決めている 住民の防災意識を高める 町内会で片田先生の講演会を開く 出前講座(地域の勉強会) 独自の避難計画 近隣の場所にとりあえずの避難場所を確認しておく 自分の地域を知る 地域の状況(地形) 自分達の地域の地形や安全な場所などを確認しておく。 地域の危険度を住民が知っておくことが重要。まずは「知る」 各家庭のルール、支援の必要性を確認しておく必要あり。 個 高齢者の訓練

●地域のマップを活用した検討の事例

《検討のテーマ》

- ・災害時における地域の避難を考える

《検討の内容》

- ・津波、洪水、土砂災害について、以下について検討。

- ①避難先の条件
- ②避難先
- ③避難ルート
- ④避難の際に注意すべき箇所
- ⑤避難手段
- ⑥避難開始タイミング
- ⑦その他

- ・避難の際に注意すべき点
- ・災害時要援護者の避難支援
- ・避難にあたって事前に準備・検討が必要なこと など



《検討の進め方》

- ・各種の災害について、避難先や避難先までのルート、避難の際に注意すべき箇所を検討しマップへ記入、そのように考えた理由について付箋紙に記入し整理。
- ・避難手段、避難開始タイミングについて検討し、その理由を付箋紙に記入し整理。
- ・災害時要援護者の支援について検討
- ・避難にあたって事前に整理が必要なことを検討し、マップのとりまとめ。



②災害時要援護者の支援

(1) 災害時要援護者とは・・・

災害時要援護者とは、災害時に自分の生命・身体の安全確保が困難で、何らかの支援を必要とする人を指します。

身体や精神に障害のある方だけでなく、介護が必要な方、傷病者の方、理解や判断力が未発達な乳幼児、妊娠されている方、体力的に衰えのある高齢者の方なども含まれます。

また、地理や日本語に関する知識が乏しい外国人の方なども、災害の危険を認識しにくいことから、災害時要援護者に含まれます。



(2) 普段から災害時要援護者との交流が大切

災害時要援護者は、対象となる方の状態によって、その支援内容は様々です。

自主防災組織として、日頃から災害時要援護者の方々とコミュニケーションをとり、その方にあった対策と支援の体制を確立することが重要です。

また、プライバシーの保護には、十分配慮しましょう。



(3) 災害時要援護者への配慮と対策

災害が発生したときに、災害時要援護者の方の安否確認、避難支援などが確実に行えるように、地域で日頃から周りにいる災害時要援護者の方の情報を把握しておく必要があります。災害時要援護者登録台帳やマップなどを作成し、民生委員や児童委員、消防団、市町村、介護サービス事業者などと連携して対応しましょう。

災害時要援護者の主な把握方法として、①手上げ方式、②同意方式、③情報共有方式などがあります。日頃から地域でコミュニケーションを図り、地域の状況に応じて、周りにいる災害時要援護者の方の把握に努めましょう。



把握する手法(方式)	内容	把握の際の注意点など
手上げ方式	<ul style="list-style-type: none"> 自ら災害時要援護者名簿などへの登録を希望した方について、避難支援計画を策定する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の自発的な意思を尊重。 必要な支援内容もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難。 災害時要援護者となりうる方の全体像が把握できないおそれ。
同意方式	<ul style="list-style-type: none"> 関係者等が住民一人ひとりと接する機会に災害時要援護者本人に直接働きかけ。 必要な情報を把握し、避難支援計画を策定する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容などをきめ細かく把握。 その反面、対象者が多く、効率よく迅速な情報収集が困難。
情報共有方式	<ul style="list-style-type: none"> 市町村において、平常時から福祉関係部局などが保有する災害時要援護者に関する情報などを防災関係部局なども共有する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供に関して、個人情報保護条例の例外規定として整理が必要。

【出典：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

(4) 地域として取り組むべき対策

地域として取り組むべき対策として、以下に留意する必要があります。

- ・ 隣近所で災害時要援護者の方を把握し、平常時からの声かけ等、地域の取組が重要。
- ・ 災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要。例えば、聴覚障害のある人には、放送と掲示板の併用や声かけをするなど音声以外を含めた複数の伝達方法など。
- ・ 高齢者など一人で避難することが困難な方は、事前に誰が避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切。
- ・ 避難所では、災害時要援護者が少しでも生活がしやすい場所を配慮。必要に応じて、乳幼児用の粉ミルクや紙おむつ、高齢者用のおかゆ、車椅子やポータブルトイレなど、災害時要援護者のための備蓄も必要。

(5) 災害時要援護者が参加する防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日頃からの地域のつながりです。災害時要援護者やその家族の方に、積極的に防災訓練に参加してもらいましょう。

重要

個人情報保護、プライバシー、支援者の確保などについて、市町村や関係機関の方々と話し合いながら解決することが必要

ここで、青森市の自主防災組織が実際に対応した事例や他地区における災害時要援護者に関する取組の事例を紹介します。

なお、総務省消防庁では、災害時要援護者の避難対策事例集をとりまとめたホームページに掲載していますので、より多くの事例をご覧になりたい方は以下のアドレスからご覧いただけます。

【参考：総務省消防庁ホームページ】

http://www.fdma.go.jp/html/new/youengosya_hinantaisaku/index.html



《取組の事例①：青森市相馬町町会自主防災会》

【自主防災組織を必要とした理由】

- ① 当町会は、明治25年に結成した古い町会で、若者を中心に郊外や団地等地域外への移住が多く、青森市内でも高齢化の著しい町会となっており、災害時の逃げ遅れなど、高齢者を中心に人的被害が想定されています。
- ② 当町会は、西側が堤川河口流域、北側一帯が陸奥湾青森漁港に面している上、青森市の中でも地盤沈下の著しい地域で、通称「ゼロメートル地帯」と呼ばれる危険地帯です。
- ③ 過去に多くの災害に見舞われており、最近、全国的に発生している豪雨による雨量の半分くらいの雨量でも、この地域は大洪水・大浸水に見舞われることが想定されています。
- ④ 近年、当町会が洪水に見舞われた事例
 - 昭和44年 台風第9号による駒込川・堤川の氾濫により床上浸水発生
 - 昭和49年 台風第18号により床上浸水発生
 - 昭和50年 台風第6号の影響による高潮等により床上浸水発生
 - 昭和52年 集中豪雨により床上浸水発生
 - 昭和56年 台風第15号により浸水
 - 平成11年 低気圧による大雨と高潮により床上浸水発生
 - 平成12年 大雨により床上浸水発生
 - 平成19年 大雨により床上浸水発生

※ 幸い人的被害が出たことはありません。

以上のことから、当町会では、災害に備えた体制の整備、住民の災害に対する防災意識の高揚、地域住民同士の助け合いが必要であるため、自主防災組織を立ち上げました。

【活動の特徴】

当町は、地震、水害等の災害が発生した場合、何よりも人命救助を優先し、人的被害のないように対応する必要があるため、避難を中心とした防災訓練を実施しています。

【避難訓練】

平成20年7月に自主防災組織を設立してから、年に2回避難訓練を実施しています。

避難訓練では、総務、情報、消火、水防、避難誘導、救援救助、衛生、給食給水等の班を設け、実践的な訓練をしています。

- ① 平成20年10月には、町会から100人以上の方々が参加し、設立時に青森市から配布された資機材（消火器、組立水槽、消火バケツ、ハンドマイク、ヘルメット、誘導棒、折りたたみ担架、救急箱、救助工具セット）の使い方、非常食の炊き出し・試食等を実施しました。
- ② 平成21年7月は、避難困難者（高齢者等）の避難・支援を中心とした避難訓練を実施しましたが、高齢者等は通院やデイケア、買い物等を理由にほとんど参加しませんでした。そこで、全員が避難できるよう、避難困難者の意識を変えることと、他の町会員が日常的に交流を深める取組が必要との結論に達しました。そこで、日常的に高齢者等を支援する組織である相馬町高齢者等支援対策チーム「ささえ」を設立しました。

③ 平成22年春は、当地域で多発する水害を想定した避難訓練を実施しました。水害時には、高い階のある家では高い階へ一時的に避難しその後の指示を待つこと、1階建ての家は速やかに避難すること、その場合、近隣の高い建物へ避難し、外を歩くときはズックを履きマンホール・側溝には十分留意することなどを学習しました。

④ 平成22年9月は、当町会だけの取組から、東部第9区連合町会の8町会一体となった取組に進められるよう、自主防災組織のない5つの町会に自主防災組織を設立し、合同で訓練を実施しました。具体的には、消火器訓練、救命措置・搬送訓練、救援食炊き出し・試食を実施しました。



⑤ 東日本大震災では、青森市にも避難指示が出され、停電のため1軒1軒高齢者宅に避難を呼びかけました。停電のため玄関のブザーが鳴らず、戸をたたかか、ライトを照らすかして回りましたが、伝わらない家もありました。避難所に避難しても、電気がつかず、階段に手すりもなく、高齢者や足腰の弱い人はとても苦勞しました。さらに、避難所の備蓄倉庫は雪でふさがれていて、毛布を取り出すのに1メートルもある雪を片づけてから配布するなどかなり手間取りました。その上、ストーブの石油がないなど、緊急時の課題が浮き彫りとなりました。

⑥ 東部第9区連合町会では、いざという時に自分・家族・近隣の生命を守るための防災訓練を22年から3年間実施し、車いすの高齢者や中学生、小学生にも参加を呼びかけ300余名が参加しました。

【ささえ（高齢者等支援対策チーム）の取組】

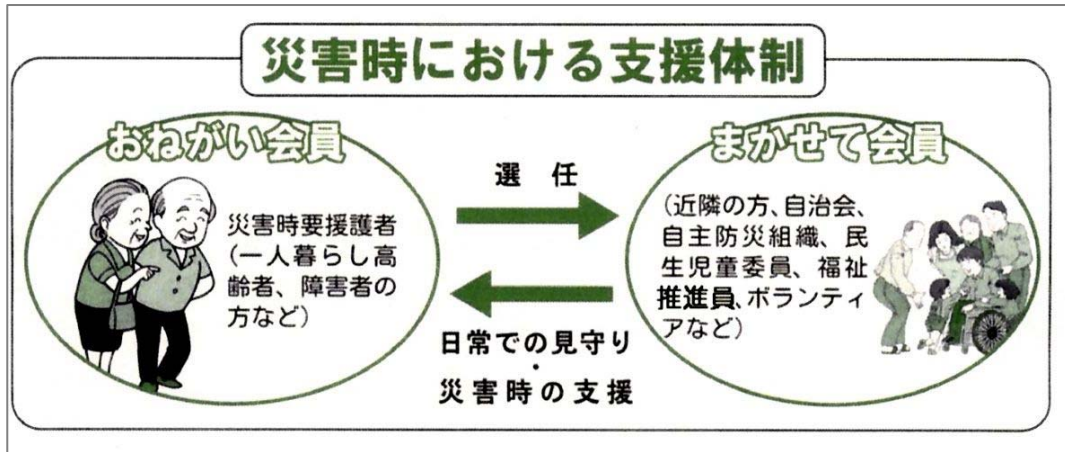
当町会は、自主防災組織を補完するため、高齢者等避難困難者を災害時だけ支援する組織から、日常的・恒常的に地域の高齢者等避難困難者を見守り・支援する「高齢者等支援対策チーム『ささえ』」を平成22年2月18日に発足させ、活動を推進しています。

「ささえ」は小地域を単位として、近隣の人が見守り・声がけ活動等を行い、誰もが安心して住みなれた地域で暮らせるような地域づくり、まちづくりを進めようという活動をしています。具体的には、町会を4つの区域に分け、80歳以上の高齢者等対象者19名、支援者40名で発足し、2か月に1回（偶数月の第2木曜日）定例会を開催して支援者が2か月間の対象者の様子を情報交換するというものです。活動内容は、①見守りや話し相手、②冬期間の玄関の通路確保と除雪隊への連絡、③災害時の避難誘導等の支援、④必要な場合は、ごみ出し等の生活支援、⑤チーム内の緊密な連絡、連携、⑥関係機関（包括支援センターみちのく等）への連絡・相談等の支援を検討・実施しています。

町内に居住する高齢者をはじめ全住民が安心して暮らせるよう、相馬町町会自主防災会と「ささえ」によって災害に負けない町会を目指して活動を進めています。

《取組の事例②：松江市法吉公民館》

災害が起きたとき、「自分の力で避難できるかどうか心配」といった不安を抱えている障害者や一人暮らしの高齢者などを「おねがい会員」として、また近隣住民や支援ボランティアを「まかせて会員」として登録し、災害時における安否確認と避難誘導に加えて、平常時の見守り活動を行うものです。



【出典：松江市法吉公民館の事例（おねがい会員・まかせて会員）】

③防災訓練

災害時にとっさに適切な行動をとることは困難です。万が一に備えて、日頃から繰り返し十分な訓練を積んでおくことが必要です。

自主防災組織では、定期的に様々な訓練を行うとともに、より多くの人に参加を呼びかけましょう。

(1) 発災時・避難時・避難後に応じた訓練

●情報収集・伝達訓練

- ・災害時の混乱する状況の中では、正確で迅速な情報の収集や伝達を行うことは困難です。平常時からの訓練が欠かせません。
- ・公的防災機関や地域の住民との的確な情報のやりとりができるように、情報収集や情報伝達方法を習得しておきましょう。



●避難・誘導訓練

- ・地震、津波、洪水、土砂水害、火災など、災害によって避難方法は異なります。
- ・また、災害時要援護者には避難時の介護など、支援活動が必要となります。
- ・地域の住民が、全員無事に避難できるように、事前の計画策定や訓練の積み重ねが必要です。



●初期消火訓練

- ・火災の拡大を防ぐには、消火器などによる初期消火活動が欠かせません。
- ・建物火災の場合、炎が床から天井に届くまでに約 3~5 分といわれていることから、初期消火のチャンスは最初の 3 分までです。
- ・一般の住宅には消火器の設置義務はありませんが、万が一のために備えておくとともに、使い方を習得しておきましょう。
- ・消火器の設置やその取扱い方法、消火訓練に関しては、最寄りの消防署などにお問い合わせください。



●救出・救護訓練

- ・家屋の下敷きになった人の救出方法や応急手当、搬送方法を習得しましょう。
- ・特に、地震や津波などの大規模災害時には、多数の負傷者が出ることを想定しておく必要があります。救出・救護は、多くの尊い生命を救う上で欠かせない訓練です。

●給食訓練

- ・避難所での生活が長期化する地震などの大規模災害時には、住民が協力して炊き出しを行う必要があります。
- ・PTA行事やお祭りなどのイベントでの炊き出しも、一種の給食訓練と言えます。また、飲料水の確保をはじめ、日頃から地域内での食料備蓄も考えておきましょう。

(2) 総合訓練

発災時・避難時・避難後に応じた訓練によって覚えた技術を総合して、お互いに連携をとりながら、効果的な防災活動ができるように、総合的な訓練を行いましょう。

(3) 避難所運営訓練

大規模災害が発生した場合は、避難所に多くの避難者が押し寄せることから混乱が予想されます。災害時の避難所等の円滑な運営を図るため、自主防災組織は自治体及び施設管理者等が一体となって実施する避難所運営訓練に、積極的に参加しましょう。

《男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」に関する事例》

東日本大震災においては、避難所の運営や災害現場等での意思決定の過程に、女性がほとんど参加しなかったため、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した対策が不十分でした。また、震災後の避難所生活も長期にわたり、多くの課題が顕在化し、防災・復興の各段階において、男女共同参画の視点、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した体制づくりの必要性が再認識されました。

これらを踏まえ、青森県では平成24年度男女共同参画地域防災体制づくり事業において、「安心できる避難所づくり」について検討しました。

『安心避難所づくり』ハンドブックは以下のアドレスに掲載していますので、ご覧ください。

【出典：『安心避難所づくり』ハンドブック】

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/danjo/handbook.html>



『安心避難所づくり』ハンドブック

重要

安心できる避難所づくり 1つのポイント

①年齢別・性別等の把握

「避難者カード」に特別な配慮が必要な内容を記入することで、その情報をきめ細かな支援活動に活用することができます。

②集団生活に適した環境づくり

- ・通路の確保、動きやすく情報共有可能な空間づくりを心がけましょう。
- ・間仕切りを立て、プライバシーの確保を。

③トイレや更衣室等における安心・安全の確保

- ・ルールを決めることは衛生面の確保のみならず、犯罪等の抑止にもなります。
- ・災害時には、女性や子どもの安全・安心に対する配慮は優先順位が低くなり、平常時に増して声を上げにくい状況になることを理解し対応しましょう。

④乳幼児や妊産婦等への配慮

- ・乳幼児を抱えるお母さんたちが、周囲の避難者に気づかいせずに授乳や休憩、睡眠ができ、安心して過ごせる部屋の確保が必要です。
- ・保育所や介護施設が被災し、子どもなどの預け場所がなくなると、女性の負担と不安は増大します。そんな時、託児などができる場所があると、家の片付けに行けたり、今後のことをじっくり考えるなど、ホッとする時間がもてます。

⑤支援物資の仕分けと管理

衣類などの物資を男性用・女性用、またはサイズごとに仕分け配布するなどの作業を女性も担当することにより、女性が女性用品などの必要な物資をためらわず、スムーズにもらうことができます。

⑥心のケアの場の設置

「子どもの世話・介護・家事」は女性の仕事という固定的な性別役割分担により、家族の世話と地域における炊き出し等の二重の負担で大きなストレスを抱えがちな女性たちには、安心して何気なく集まっておしゃべりができる場所などの提供、男性には飲酒や喫煙の場所や時間のルールをつくるなど、ストレスを抱え込まないような配慮をすることが必要です。

⑦男女がともに支え合い、責任を分かち合って避難所を運営

例えば「炊き出し班」は、災害直後は固定的な性別役割分担がやむを得ないとしても、体制を工夫して、特定の人への負担を減らすため、若者や子ども、男性も手伝う状況を徐々に増やしていくなどの工夫も大切です。

心得 5

1. 避難所の運営組織の各班に女性を入れる（できれば複数）
2. 物事を決める際には男女を交えた多様な人たちの話し合い・コミュニケーションを
3. 役割分担に工夫を。特定の人に負担がかからないように

それぞれが持っている生活知識や体験を生かそう！

【出典：『安心避難所づくり』ハンドブック】

④防災資機材の整備

自主防災組織で整備することが望ましい防災資機材の代表例は次のとおりです。

また、防災資機材は、定期的、計画的に整備・点検し、いつでも活用できるようにしておきましょう。



⑤ 関係機関との連携

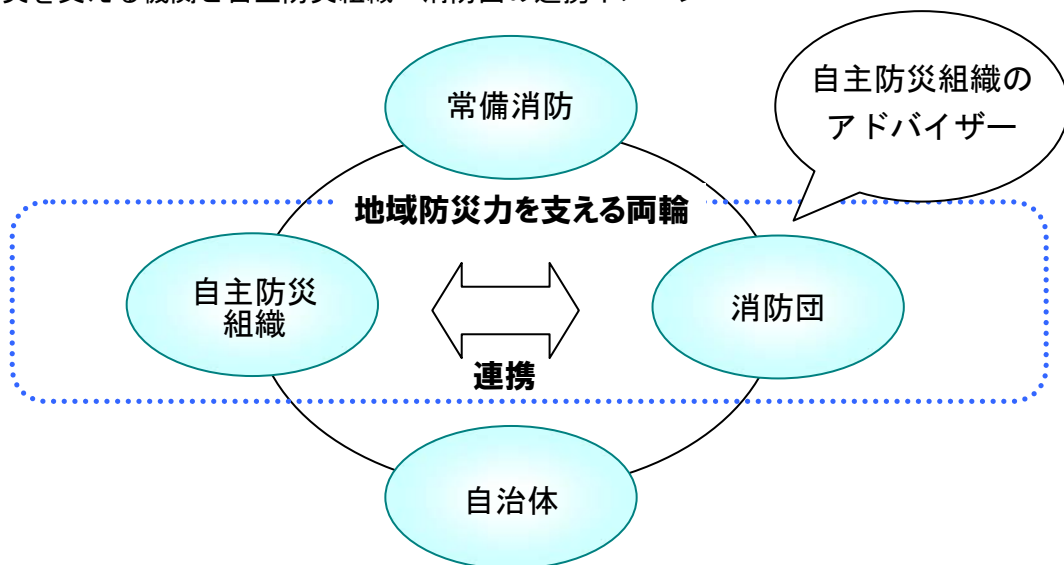
(1) 消防団との連携



消防団は、市町村の非常備の消防機関です。消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っています。

一層の地域防災力の向上を図るためには、平常時に消防団との合同訓練などを通じ連携することが効果的です。

地域防災を支える機関と自主防災組織・消防団の連携イメージ



○災害時⇒自主防災組織と消防団が連携した消防・救助活動の展開

○平常時⇒消防団による様々なアドバイス（防災に対する知識・技術の向上）

【出典：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

なお、消防団は、火災発生時には初期消火や残火処理などを行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御などを、武力攻撃事態等の場合は避難住民の誘導などを行うことになっています。

そのような災害等の発生時には、消防団は管轄区域全域で活動しなければならないため、地域の防災活動に携わることは困難です。

そのため、災害時における自主防災組織の主体的な活動が、地域の安心・安全の確保にとって重要です。

心得6

災害時の地域の安心・安全を確保するための主役となるのが自主防災組織！

(2) 様々な団体との連携

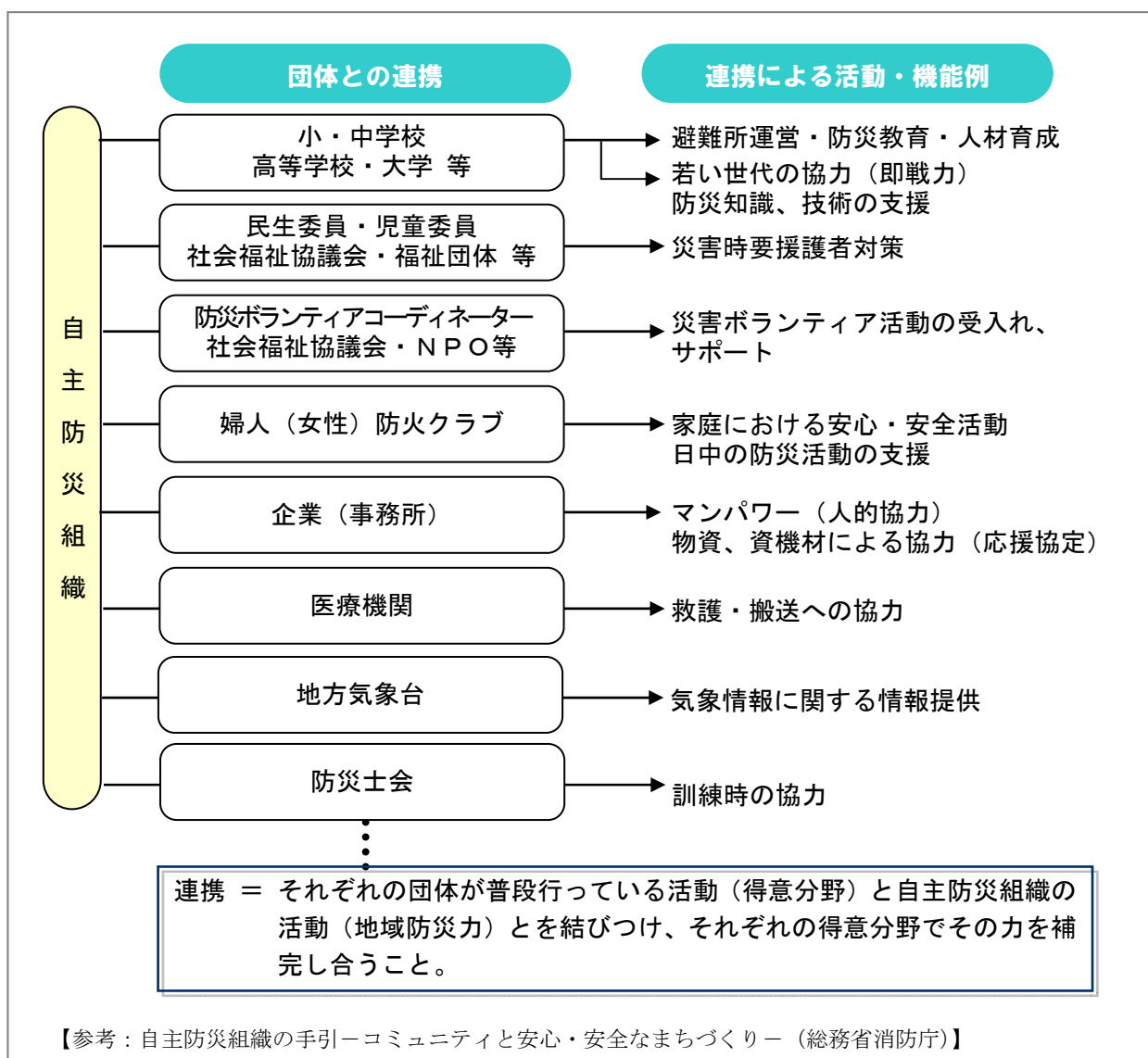
自主防災組織の活動では、自主防災組織同士の連携のほか、消防団、学校、防災士会、県・市町村の社会福祉協議会など、地域の様々な団体と連携し、活動の活性化を図り、防災をはじめとする地域の安心・安全を確保する取組を進めていくことが求められています。

その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、それぞれの得意分野で補完し合う活動を心がけることが必要です。

また、連携においては、互いに良きパートナーとなれるよう、日頃からの関係づくりとともに、地域におけるつながり、結びつきを広げていくことが重要といえます。

これにより、地域の安心・安全な暮らしへ向けて、コミュニティの強化につながり、地域防災力のさらなる向上が期待できます。

また、地域の様々な団体と連携を図ることで、これまでは実施困難であった活動であっても、多様な方法による取組が可能となることで解決することが期待されます。



心得 7

- ・ 災害から自分たちの命を守るために、防災知識の普及・啓発が必要
- ・ 災害時要援護者に対しては、日頃から交流を持ち、ハンディキャップの内容と程度を理解し、その人にあった支援の方法を確立することが重要
- ・ 防災ワークショップなどの実践が必要
- ・ 防災訓練は、日頃から繰り返し十分に経験を積んでおくことが必要
- ・ 防災資機材も日頃から準備することが重要
- ・ 消防団など、様々な団体との連携により地域防災力の向上を図ることが効果的

5.非常時の活動ポイント（地震・津波）

①地震・津波災害時の活動

災害時の活動では、災害発生からの時間に応じた的確な活動が求められます。以下は、地震災害時に期待される活動を表したものです。自主防災組織は発災後の対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。

なお、災害時の活動は、自身と家族の安全確保を前提として行われるものです。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	 <p>災害発生</p> <p>～ 災害発生直後 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 防災資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、災害時要援護者の把握等
発生直後		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等) ○ 津波からの迅速な避難誘導
数時間後	<p>地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域の住民の共助が中心となる。</p> <p>～ 災害発生から数日間 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 災害時要援護者の避難支援
数日後	<p>行政や公的機関による緊急対応や地域の住民と自主防災組織として、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。</p> <p>(地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警（防犯）活動 ○ 災害時要援護者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握

【出典：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

②情報の収集及び伝達

地震・津波災害時に適切に対応するためには、災害情報の正確かつ迅速な収集と伝達が必要不可欠です。そのため、市町村や消防機関などと住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムの構築が必要です。

災害情報は地域の実情や災害の種別により、様々な内容となりますが、伝達すべき情報を事前に地域ごとに決めておき、市町村や消防機関などと住民が共通の認識を持たなければなりません。

●伝達すべき災害情報

- ①大津波警報、津波警報、津波注意報
- ②地震に関する情報（地震の規模、震源の位置、震度など）
- ③津波に関する情報
（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、津波観測、津波予報など）
- ④避難に関する情報（避難勧告または指示など）
- ⑤被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）
- ⑥電気・ガス・水道、電話等の復旧見通し
- ⑦救援活動の状況
- ⑧給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意 など

災害情報の伝達手段として、ラジオ、テレビが最も有効ですが、地域の情報を収集し、地域の住民にきめ細かく伝達する手段として自主防災組織の果たす役割は極めて大きいと考えられます。

市町村や消防機関などからの情報を自主防災組織が住民に伝達し、逆に地域の被害状況や住民の避難状況などを自主防災組織で収集し、市町村や消防機関などに報告することができるように、地域の実情にあった仕組みの構築が必要です。そのため、自主防災組織に情報班をおき、伝達や収集の責任者を明確にする必要があります。

なお、最近はパソコンや携帯電話などによる情報のやり取りも盛んですが、災害時には電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性があることも考慮する必要があります。

③避難

地震・津波災害時の避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、①避難誘導、②避難所の開設・運営の大きく2つに分けられます。

また、大津波警報や津波警報が発表された場合、災害が発生した時期や時間帯、被害の状況、火災発生時の風向きなどによって、安全な避難場所や避難経路が異なるため、正確な情報の把握が必要です。

(1) 避難誘導

自主防災組織が避難活動の中心的役割を担う場合が多くあります。日頃から市町村や消防機関などと協議し、地域で避難訓練を重ねることなどにより、綿密な避難計画をつくり、住民に周知徹底しておかなければなりません。

また、避難の際には、自主防災組織が中心となり、隣近所で声をかけ合うとともに、災害時要援護者の方への声かけや避難の支援を行うことが重要です。

避難場所については、市町村の地域防災計画において定めることとなっていますが、大津波警報や津波警報が発表された場合の緊急避難場所など、そこに至るまでの一時避難場所や一時集合場所については、あらかじめ自主防災組織において定めておく必要があります。

●望ましい条件

- ・ がけ崩れや津波などに対して危険のない場所であること。
- ・ 津波に対して緊急に避難できる場所であること。
- ・ 子ども、高齢者、障害者にとっても避難が容易な場所であること。
- ・ 住民によく知られた場所であること。
- ・ 救援活動に適した広さの場所であること。

なお、避難所には消火器などの消火用資機材、発電機及び担架、救急セットなどの救出・救護用資機材などを備えて、自主防災組織の応急防災活動の拠点とすることが好ましいと言えます。



（2）避難所の開設・運営など

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害の状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

したがって、災害発生後に避難所を開設する際は、市町村が指定した施設の安全が確認された後、一時避難場所から避難した人を受け入れ、支援することが重要です。

なお、避難所で提供する主な支援としては次のようなものがあり、自主防災組織の各班には必要に応じた対応が求められます。

避難所の機能・役割

分野・項目	避難所の機能	考慮すべき事項	
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守る。	
	食料・生活・物資の提供	食料や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーや男女のニーズの違いへの配慮が必要となる。
保健、医療、衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。 避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

【参考：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

④ 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要があります。

（１）出火防止

地震発生時の火災が被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害事例からも明らかです。地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ちついて救護することが可能となります。

（２）初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は以下のような状況により、通常の火災に比べて制限されます。

- ・ 建物の倒壊や地割れ、停止車両等による消防車の通行不能道路の発生
- ・ 火災の同時多発
- ・ 水道管切損による消火栓の使用不能 等

したがって、万が一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

可搬式小型動力ポンプを持っている自主防災組織については、消火班が中心となって日頃から点検等を行い、火災発生時に整備不良のため使用不能ということのないようにしなければなりません。

● 消火班の活動基準の一例

- ・ 各消火班員は、自分の家庭の出火防止及び家族の安全対策を講じたのち、速やかにポンプの格納庫に参集する。
- ・ 地域内で火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- ・ 放水は原則として屋外で行う。
- ・ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- ・ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- ・ 津波発生の可能性がある場合は、迅速に避難する。

地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所とあらかじめ協定を結び、消火活動等について協力を得られるようにしておくことが望ましいと言えます。

自主防災組織として保有している消火用の資機材の保有状況等によって、どの程度の火災にまで対応できるかが異なりますので、事前に消防機関に相談のうえ、消火班の役割を決めておくことが望ましいと言えます。

⑤救出・救護

地震や津波が発生すると、建物倒壊や落下物、津波襲来等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生じます。自主防災組織は、倒壊物やガレキの下敷きになった人の救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められます。

また、地震・津波発生時には、救急車の出動要請の集中による119番の「話中」、津波による消防署や消防車の被災による対応不可、建物倒壊やガレキによる通行不能や道路混雑などの理由により、思うように活動できなかった事例もあります。そのため、自主防災組織が行う救出・救護活動や負傷者の搬送に寄せられる期待が大きくなることが想定されますが、二次災害の発生防止に十分留意する必要があります。

（1）救出活動

救出活動は、以下に留意する必要があります。

- ・資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、同時に火災が発生した場合など必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請。
- ・二次災害発生の防止のために、できるだけ周囲の人に協力を要請。
- ・災害時要援護者台帳やマップ等を活用した効果的な救出活動。

（2）救護活動

地域の医療機関と事前に協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の応急救護所を避難所に設けることについて、市町村や消防機関等と十分協議しておくことが必要です。なお、重傷者については、直ちに医療機関または応急救護所への搬送が必要となります。



⑥給食・給水

地震や津波により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食料、飲料水、生活用水が不足することも予想されます。そのため、自主防災組織は、避難所等での安心・安全な生活支援として、食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける必要があります。また、給水・給食にあたっては、災害時要援護者、自宅で避難生活を送っていても調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等がいることを認識し、柔軟で適切な対応が求められます。


さらに、自分で水や食事を取りに行くことができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人へ配慮するとともに、高齢者や病人、乳幼児など、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える必要があります。

6.非常時の活動ポイント（洪水・土砂）

①洪水・土砂災害時の活動

地震・津波災害時の活動と同様に、豪雨に伴う洪水災害・土砂災害時においても、発生した時期や時間に応じた的確な活動が求められます。しかし、突然襲ってくる地震や襲来まで短時間しかない津波と異なり、洪水災害や土砂災害は発生までに時間があるため、危険を避けるために、早期の情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を軽減することが可能です。

そのため、洪水・土砂災害時の活動の内容については、避難後の行動など、前項の地震・津波災害時の活動を基本とするほか、以下のような事前行動が求められます。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	<p>ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。</p>	<p>※ 早期の情報伝達・事前行動が必要</p> <p>※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市町村に通報する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への避難の呼びかけ ○ 土嚢積み等、被害を軽減する行動 ○ 災害時要援護者の避難支援
 <p>災害発生</p>		
災害発生直後	<p>早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。また状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。</p>	<p>※ 被害を軽減するための行動と避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動 ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 避難所運営

【出典：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

②情報の収集及び伝達

洪水・土砂災害では、災害発生の切迫性が現れてから、いかに迅速に避難を開始できるかが重要となるため、正確な情報収集・伝達が必要となります。

- 気象庁（气象台）が発表する情報
 - ・ 気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）
 - ・ 気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）
 - ・ 台風情報
 - ・ 土砂災害警戒情報 等
 - ・ そのほか河川管理者などからの情報にも注意する必要がある。
- 避難に関する情報
 - ・ 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）、避難勧告・指示

特に、洪水・土砂災害時の避難準備情報や避難勧告・指示の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあります。

そのため、窓を開けるなどして住民が自ら情報を取得しようとするに加えて、自主防災組織が早めに情報を住民に伝える必要があります。

③避難及び避難所運営

洪水・土砂災害時の避難及び避難所運営については、それぞれの地域で様々な状況が想定されるため、地域の降雨・浸水の状況や被害に関する情報を正確に把握し、自宅の構造（木造・コンクリート造、平屋建て・高層階など）や浸水の状況に応じた避難、安全な避難経路での避難、避難所開設などにおいて適切な行動が求められます。

また、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することが適切な場合もあります。

なお、開設される避難所は、地域によって地震・津波災害時とは異なる場合もあることに注意するとともに、以下に留意する必要があります。

- ・ 浸水等による避難所及び周辺の衛生状態が著しい悪化のおそれ。
- ・ 浸水等による地階や低層階に保管されている備蓄物資等の使用不可のおそれ。

避難に関する情報のうち、「避難準備情報」とは、災害発生の危険性が高まった時に市町村が発令する避難勧告等の情報の一つです。

「避難準備情報」は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものです。

避難準備情報や避難勧告・指示の内容

発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階。 ・ 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難所等への避難行動を開始。 ・ それ以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階。 ・ 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる方は、計画された避難所等への避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・ 人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発令後で避難中の方は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ また避難していない方は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間がない場合は生命を守る最低限の行動。

【出典：自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（総務省消防庁）】

【出典：内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成18年3月）】

7.非常時の活動ポイント（その他）

①その他災害時の活動

自然災害には、地震災害、風水害のほか、雪害、火山災害などがあります。自主防災組織には、これらの災害による被害についても未然に防ぐための活動が求められます。

（1）雪害時の活動

- ・雪害に関する知識の普及、安全な除雪作業の普及広報
- ・雪崩危険箇所の把握
- ・地区内の道路・家屋の除雪体制の把握
- ・地域の協力による除雪作業の実施

（2）火山災害時の活動

- ・火山災害に関する知識の普及（噴火警戒レベルと避難行動の対応など）
- ・火山ハザードマップの周知
- ・迅速な情報伝達、避難誘導（災害時要援護者の避難誘導を含む）
- ・避難所の開設・運営等

自主防災組織として活動する際に必要となる資機材の購入に係る助成制度については、「資料編 ⑤自主防災組織への助成制度」を参考とするほか、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

資料編

①青森県の自主防災組織率

青森県内各市町村の自主防災組織の組織率を以下に示します。

青森県内の自主防災組織率一覧

	H23.4.1現在				H24.4.1現在				H25.1.1現在			
	世帯数	組織数	カバー世帯数	組織率(%)	世帯数	組織数	カバー世帯数	組織率(%)	世帯数	組織数	カバー世帯数	組織率(%)
合計	574,712	493	176,531	30.7	577,351	543	192,844	33.4	581,352	619	225,230	38.7
1 青森市	133,707	90	32,943	24.6	134,288	95	34,422	25.6	135,679	115	49,406	36.4
2 弘前市	76,521	5	6,097	8.0	77,118	9	6,839	8.9	77,118	12	7,424	9.6
3 八戸市	102,999	69	66,899	65.0	103,733	77	74,585	71.9	104,915	79	82,763	78.9
4 黒石市	13,418	1	121	0.9	13,434	1	120	0.9	13,463	1	120	0.9
5 五所川原市	24,861	14	3,209	12.9	25,011	15	3,324	13.3	25,133	17	3,539	14.1
6 十和田市	26,720	36	6,824	25.5	26,788	36	7,523	28.1	27,098	36	7,523	27.8
7 三沢市	18,564	17	3,341	18.0	18,538	25	6,335	34.2	18,564	29	7,158	38.6
8 むつ市	28,952	17	2,414	8.3	29,099	17	2,307	7.9	29,348	21	3,951	13.5
9 つがる市	13,508	16	2,133	15.8	13,489	17	2,275	16.9	13,526	17	2,275	16.8
10 平川市	11,231	5	2,241	20.0	11,357	5	2,261	19.9	11,357	17	4,283	37.7
11 平内町	5,263	3	299	5.7	5,238	6	700	13.4	5,224	6	644	12.3
12 今別町	1,568	2	1,568	100.0	1,543	2	1,543	100.0	1,544	2	1,544	100.0
13 蓬田村	1,148	0	0	0.0	1,148	0	0	0.0	1,154	0	0	0.0
14 外ヶ浜町	3,158	1	831	26.3	3,126	4	1,109	35.5	3,112	6	1,259	40.5
15 鱒ヶ沢町	4,738	38	3,361	70.9	4,712	39	2,837	60.2	4,713	41	2,689	57.1
16 深浦町	3,981	31	3,981	100.0	3,939	31	3,939	100.0	3,914	31	3,914	100.0
17 西目屋村	551	1	551	100.0	552	1	552	100.0	553	1	553	100.0
18 藤崎町	5,619	1	5,619	100.0	5,674	1	5,674	100.0	5,708	1	5,708	100.0
19 大鰐町	4,304	2	138	3.2	4,306	2	132	3.1	4,305	2	136	3.2
20 田舎館村	2,551	1	487	19.1	2,573	1	490	19.0	2,569	1	498	19.4
21 板柳町	5,411	1	635	11.7	5,428	1	635	11.7	5,450	1	635	11.7
22 鶴田町	5,251	0	0	0.0	5,272	1	141	2.7	5,292	19	2,605	49.2
23 中泊町	5,145	3	724	14.1	5,164	3	792	15.3	5,175	3	803	15.5
24 野辺地町	6,515	3	1,891	29.0	6,531	3	1,900	29.1	6,589	4	2,185	33.2
25 七戸町	6,828	2	318	4.7	6,821	2	317	4.6	6,876	2	317	4.6
26 六戸町	3,843	1	495	12.9	3,919	1	538	13.7	4,020	1	608	15.1
27 横浜町	2,080	1	2,080	100.0	2,109	1	2,109	100.0	2,108	1	2,108	100.0
28 東北町	7,102	3	3,032	42.7	7,110	4	3,173	44.6	7,151	4	3,173	44.4
29 六ヶ所村	4,498	2	1,415	31.5	4,519	4	1,762	39.0	4,618	4	1,762	38.2
30 おいらせ町	9,388	12	3,934	41.9	9,522	13	4,040	42.4	9,619	18	4,934	51.3
31 大間町	2,570	2	2,570	100.0	2,563	2	2,563	100.0	2,571	2	2,571	100.0
32 東通村	2,732	2	206	7.5	2,740	2	231	8.4	2,777	2	284	10.2
33 風間浦村	1,041	1	53	5.1	1,027	1	53	5.2	1,011	1	49	4.8
34 佐井村	1,043	1	1,043	100.0	1,041	1	1,041	100.0	1,036	1	1,036	100.0
35 三戸町	4,581	11	1,713	37.4	4,549	9	1,552	34.1	4,562	9	1,552	34.0
36 五戸町	6,991	13	4,356	62.3	6,976	13	4,347	62.3	7,016	13	4,372	62.3
37 田子町	2,264	6	249	11.0	2,239	6	245	10.9	2,231	6	242	10.8
38 南部町	7,454	14	2,212	29.7	7,492	23	3,775	50.4	7,532	24	3,886	51.6
39 階上町	5,657	21	5,592	98.9	5,713	25	5,713	100.0	5,772	25	5,772	100.0
40 新郷村	956	44	956	100.0	950	44	950	100.0	949	44	949	100.0

②自主防災組織の防災計画例

自主防災組織の防災計画例を以下に示します。

○自主防災組織の防災計画例

1 目的

この計画は、〇〇自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 避難及び避難誘導に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 防災資機材等の整備及び維持管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため図1のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及啓発

地域の住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

普及啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、津波、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ 地震発災後72時間以内の活動の重要性に関すること。
- オ 食料等を3日分確保することの重要性に関すること。
- カ その他防災に関すること。

普及啓発の方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

把握事項

- ア 危険地域、区域等
- イ 地域の防災施設、設備
- ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- エ 大規模災害時の消防活動

把握の方法

- ア ○○市（町村）地域防災計画
- イ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ウ 災害記録の編さん

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により防災訓練を実施する。

訓練の種別

訓練は個別訓練、総合訓練、図上訓練とする。

個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 給食、給水訓練

総合訓練

総合訓練は2以上の個別訓練について総合的に行う。

図上訓練

実際の災害活動に備えるために行う。

訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域の住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

〇〇市(町村)長の避難指示がでたとき又は、自主防災会長が必要と認めたときは、自主防災会長は、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、市(町村)の要請に協力する。

(4) 避難計画書

表1のとおり

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ア 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関との連携

救出・救護班員は、医療機関による救護が必要と認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

〇〇病院、〇〇病院、〇〇病院

(3) 防災関係機関への出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出が必要と認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市（町村）から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市（町村）から提供された飲料水、水道、井戸等から確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、あらかじめ災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、町内会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し、訓練等に反映させる。

13 防災資機材等

防災資機材等の配備及び維持管理に関しては、次により行う。

整備計画書

(3) のとおり

定期点検

毎年〇月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

14 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動等については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携するものとする。

(1) 自主防災組織の概要

構成世帯数	構成人数	備考

(2) 避難所の概要

名 称	面積 (㎡)	収容人数	備 考

(3) 防災資機材等整備計画書

品 名	数 量	備 考
ハンドマイク		
消火器		
ヘルメット		
ロープ		
担架		
給水タンク		
AED		
自家用発電機		

③自主防災組織の事例（青森県）

（1）地域住民の防災意識向上のために（八戸市：しもなが安全安心ネットワーク）

【地域の特性】

下長地区は、市内でも有数の人口密集地帯で、馬淵川に接しており、台風や豪雨による浸水被害に度々見舞われてきました。また、地域の大半が津波浸水予想区域になっており、地震に伴って発生する津波への警戒も必要となっています。

【自主防災組織の概要】

下長地区では、地域内の高齢化が進み、65歳以上の一人暮らしの世帯が増加したため、防災をきっかけに、地域の結び付きを強める狙いもあり、下長地区の6町内会で作る同地区連合町内会を中心に、小・中学校、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、防犯連絡協議会など各関係機関で構成された『しもなが安全安心ネットワーク』を平成18年3月29日に組織しました。

【防災訓練】

平成18年には、総務省消防庁の「地域安全安心ステーション整備モデル事業」の指定を受け、テントや担架、トランシーバー、識別ユニホームを整備し、当時の青森県内では珍しい、行政主導ではなく、住民主体による防災訓練を実施しました。以来、毎年継続して訓練を実施しており、訓練参加者も増加してきています。



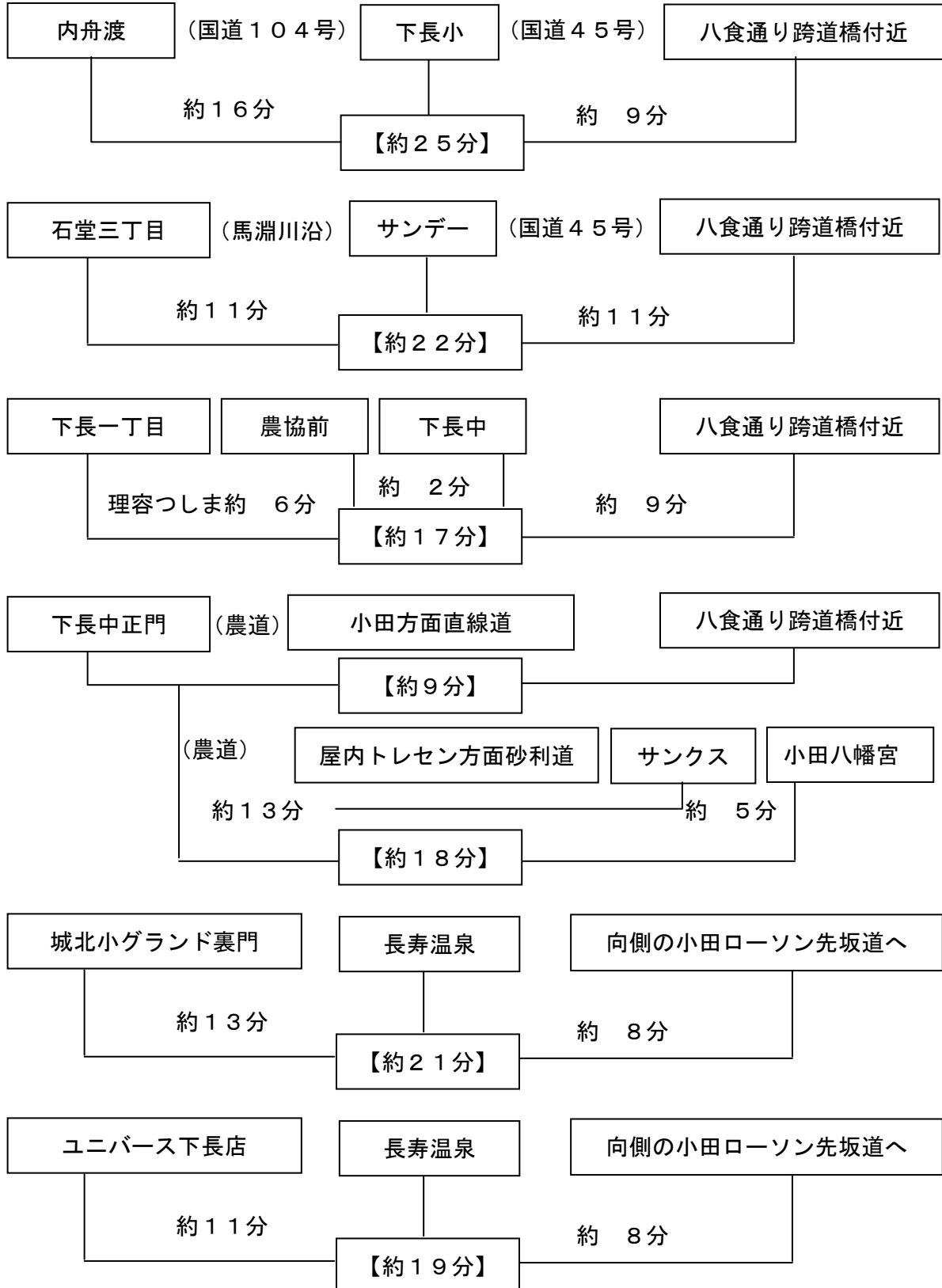
【東日本大震災を経験して】

東日本大震災では、車を利用して避難する人達で道路が渋滞。徒歩での避難の重要性があらためて認識されました。しもなが安全安心ネットワークは独自に避難経路を歩き、避難場所までの所要時間を計測。その結果を基に「津波発生時の心得」として防災チラシを作成し、地域の家庭へ配付し、防災意識の高揚に努めています。また、地域独自の防災マップを作成し、津波の浸水予測を示した上で、避難経路や所要時間の調査結果をふまえ、住民一人ひとりが実際に歩いて確認してみる事の大切さを訴えています。

津波災害に強い下長・石堂地区を目指して！

避難経路＝南部山・高館方面

自宅からの避難経路を歩いて確認することが大切です。



※津波発生時の心得（防災チラシ）の一部

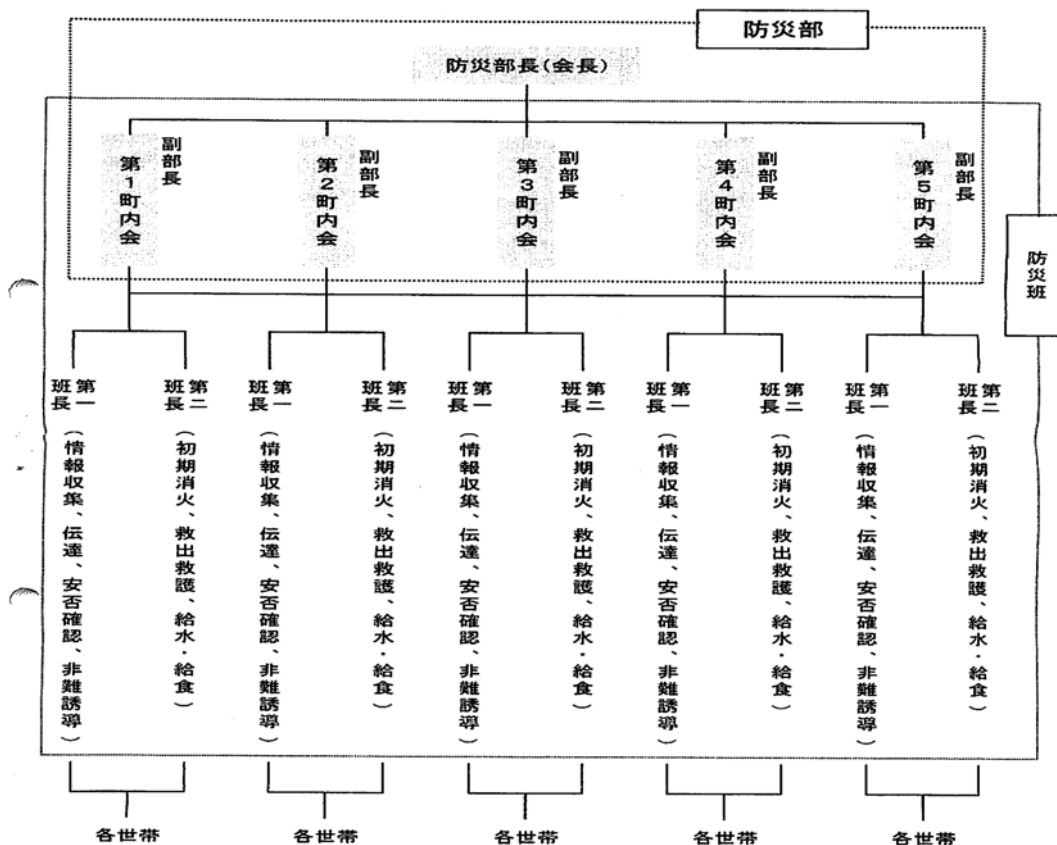
(2)自分の心・人との愛・地域の人々との絆を大切にする町内会（鯉ヶ沢町:赤石町内会自主防災部）

【活動目的】

赤石町内会は、平成15年2月、町内会総会により会則を定め、組織の運営を効率的に図ることとし、総務、環境、衛生部会、青少年対策部会、保健福祉体育部会を設置しました。特に防災については、昭和58年の日本海中部地震を教訓とし、平成18年9月、赤石町内会自主防災部を設立、あわせて自主防災計画を策定しました。計画の目的としては、地震や津波、風水害、火災、豪雪等による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することとし、且つ防災知識の普及啓発を行うことです。また自主防災部の役割についても明記し、町（行政）並びに防災関係機関との連絡調整をする本部と、情報収集や、避難場所への誘導等を班長が相互協力する防災班を組織して災害対応の充実を図っています。

【活動体制】 下図のとおり

赤石町内会自主防災部組織図



【被災体験からの教訓】

東日本大震災以降、多くの防災訓練、講演会、研修会等が開催され、多くの住民が参加し、災害に対処できる関心を高めながら、緊急時はもちろん、平常時においても組織間の連絡調整を行えるよう勉強を重ねてきました。

今後は、赤石町内会自主防災計画だけに依存するのではなく、「想定外を生き抜く力」などの防災教育も、婦人会、老人クラブ、町振興会、消防団等、地域家庭に波及させ、絆を超えた対応に充分配慮し、安全、安心、生命の確保に努力を傾けていかなければなりません。

海岸沿いに位置し、絶えず地震、津波の襲来に脅え、到達時間の早い地域で生きる住民にとって、災害時の避難に欠かせない避難道路の確保等は、計画的に早期に整備する必要があります。災害発生の完全防止は不可能であっても、減災を考慮した対策の構築は大事にすべきものです。

【特筆すべき事項・その他】 海拔表示看板の設置と防災マップ

防災意識の高揚、情報の伝達、避難路の強化、要援護者の対策。親を失い、子をなくし、故郷へ帰れない多くの人々。仮設住宅での仮住まい。生を受けた町や村への帰還はいつ頃になるのか？私達は人ごとではない大きな苦しみに悩み続けつつも、私達に与えられた役割である共助や、災害から身を守るための態勢づくりに歩を進め続けなくてはなりません。

海拔表示看板の設置も、ほんのちっぽけな考えながら、減災の一助となるものであり、海拔の数値を頭の中にとどめておくことにより、災害時には力を発揮でき、安全・安心、生命の確保につなげていけるものとなります。防災マップについても、災害に備える心構えが身に付くはずです。(自助)

なお、公助については、道路、土地の嵩上げ、防潮堤、避難設備（ビル）、安心住宅、迅速に避難できるシステム、警報発令、避難勧告、情報伝達、監視体制強化、防災リーダーの育成等、国や県をあげての強い防災体制の確立こそ、東日本大震災からの復旧、復興に資するものであると信じています。



(3) 自主防災組織設立に向けた現状 (H24 青森県地域勉強会の意見参考)

青森県の組織率が低い一つの理由として、以下の理由が挙げられます。

自主防災組織が必要とわかっているにもかかわらず、少子高齢化、コミュニケーションの難しさなどの理由から設立できない、また、未だ防災は行政で行うものだと認識している方も多いと思われる。

まずは、隣近所で話し合い、地域の消防団、行政などと相談して、できることから一步一步進めてみませんか。

どうして立ち上げられないのか？	どうすれば立ち上げにつながるか？
<p>【不要・無関心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要ないと思っていた。 ・組織作りに関心がない人もいる。 ・町内会役員以外の住民の意識も重要。 <p>【様子見・きっかけなし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なのはわかっているが、声に出せない。周りを様子見している。 ・きっかけがない。震災後、意識は高まっている。災害の話はしている。 ・検討していない (情報がなかった)。 <p>【少子高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に頼らざるを得ない。 ・高齢者が多く、若者が地域にいないため。高齢者で引っ張っていく人が少ない。 ・近年、小学校が統廃合。子供が少ない。子供会が消滅。 ・若い人のテンションが下がると全体のテンションも下がる。 <p>【日中の不在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代は日中仕事で不在。夫婦共働きが多い。 <p>【役職の重複】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員が重複して大変。 <p>【形骸化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織、婦人防火クラブを立ち上げているが、訓練もしていない。 <p>【「自分の命は自分で守る」が最優先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分の命は自分で守る」ことが重要→東日本大震災以後あえて解体。 ・組織を作るよりも声をかけあって逃げる。 ・呼びかけ。自主避難が重要。組織よりも隣近所のしくみが重要。 <p>【人選困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各班長の人選に手間がかかった (役場職員・消防団員を除外した)。 <p>【集約困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他地域からの地区の方が多く、まとまらない。 	<p>【きっかけ作り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織がなくても、まず話し合いが出来る場所が必要→防災意識を確認するきっかけ。 <p>【繰返し説得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何回も繰返し説得して関心をもってもらえない。 <p>【防災意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上。話し合い。 ・いざという時は各自が逃げる意識をもたせる。 <p>【講演会・勉強会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会や勉強会の開催。リーダー育成。 <p>【小単位で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会単位で考えない。有志単位 (年配者同士) の小単位で。 <p>【隣近所の協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両隣の協力が必要。隣近所で仲良くする。 <p>【高齢者の協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者でも協力してくれるとできると思う。 <p>【取組時の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災グッズの配布などの取組時の支援。

メリットは？	デメリットは？
<p>【防災意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上。心の準備ができる。 ・自分で逃げる手立てを普段から心がけるように片田先生の「てんでんこ」をPRしている。 <p>【訓練に対する意識向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から訓練する意識。問題点抽出。訓練は重要。 <p>【情報交換・交流の場・コミュニケーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や交流の場になる。 ・住民、老若男女の交流がふかまる。 ・10～15世帯に縮小したことで、班内のコミュニケーションが良くなった。 ・地域共同生活体だと、共同作業は無理なく受け入れられている。 ・防災活動も町内清掃と同列に考えている。 <p>【共助力の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の互助。みんなで助け合う→安心。 ・一人暮らしの救助。 <p>【防災活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会で防災グッズを配布。防災マップの作成。避難訓練。人工マッサージ。 	<p>【実効性がない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げは簡単だが……。本当に組織として動けるか。 ・大災害時に対応できないのでは。→消防団を含めた整理が必要では。 <p>【立ち上げ後の取組・活動範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ後の取組をどうするかが課題。 ・どこまでやれば自主防災と言えるか。 <p>【負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は負担になる。 ・責任感が強くなり過ぎ。 ・決め事が多くなる。 <p>【組織への依存→「自分の命は自分で守る」意識の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織にとらわれてしまう→自分の命は自分で守る、自分たちの地区は自分たちで守ることが重要。 <p>【組織時の制約・人選が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制約が多い。人選が手間。組織作りが必要。 <p>【組織時の手順が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作る過程（手順）が難しい。もっと簡単に。

④各市町村の窓口一覧

番号	市町村名	防災担当課	電話番号	番号	市町村名	防災担当課	電話番号
1	青森市	危機管理課	017-734-5059	21	板柳町	総務課	0172-73-2111
2	弘前市	防災安全課	0172-40-7100	22	鶴田町	総務課	0173-22-2111
3	八戸市	防災危機管理課	0178-43-2147	23	中泊町	総務課	0173-57-2111
4	黒石市	総務課	0172-52-9977	24	野辺地町	防災安全課	0175-64-2111
5	五所川原市	総務課	0173-33-1714	25	七戸町	総務課	0176-68-2111
6	十和田市	総務課	0176-51-6703	26	六戸町	総務課	0176-55-4582
7	三沢市	総務課 防災管理室	0176-53-5111	27	横浜町	総務課	0175-78-2111
8	むつ市	防災政策課	0175-22-1111	28	東北町	総務課	0176-56-5055
9	つがる市	総務課	0173-42-1105	29	六ヶ所村	原子力対策課	0175-72-2111
10	平川市	総務課	0172-44-1111	30	おいらせ町	総務課防災 安全推進室	0178-56-2131
11	平内町	総務課	017-755-2111	31	大間町	総務課	0175-37-2111
12	今別町	総務課	0174-35-2001	32	東通村	総務課	0175-27-2111
13	蓬田村	総務課	0174-27-2111	33	風間浦村	総務課	0175-35-2111
14	外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111	34	佐井村	総務課	0175-38-2111
15	鱒ヶ沢町	総務課	0173-72-2111	35	三戸町	総務課	0179-20-1119
16	深浦町	総務課	0173-74-2111	36	五戸町	総務課	0178-62-7950
17	西目屋村	総務課	0172-85-2111	37	田子町	総務課	0179-20-7111
18	藤崎町	総務課	0172-75-3111	38	南部町	総務課	0178-84-2111
19	大鰐町	総務課	0172-48-2111	39	階上町	総務課	0178-88-2112
20	田舎館村	総務課	0172-58-2111	40	新郷村	総務課	0178-78-2111

⑤ 自主防災組織への助成制度

自主防災組織に対する助成制度を以下に示します。

なお、各市町村の助成制度については、各市町村の防災担当課にお問い合わせください。

コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

2012年3月27日 | [ライブラリ](#), [住環境](#), [安全](#), [市町村](#), [市町村振興課](#), [文化・歴史](#), [民間団体等](#), [総務部](#), [総合](#), [資金ハード](#)

目的

(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するもので、要綱の定めるコミュニティ活動に助成を行うことで地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とするもの

対象

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会（事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織）

内容など

<助成事業>

住民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的とするもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。

<助成対象経費>

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

<助成金>

100万円から250万円（10万円未満を切り捨て）。

[H24コミュニティ助成事業実施要綱（PDFファイル：202KB）](#)

主な実施例

[H23コミュニティ助成事業の実施状況（PDFファイル：94KB）](#)

[コミュニティ通信あおもり2011（PDFファイル：1,172KB）](#)

担当課室（所管省庁・団体等）

総務部市町村振興課地域政策グループ

TEL：017-734-9075 FAX：017-734-8009

（所管省庁・団体等：(財)自治総合センター）

サイトURL

[\(財\)自治総合センター](#)

備考

緑化推進コミュニティ助成事業は平成22年度から一般コミュニティ助成事業に統合されました

コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。

イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、地域住民が消防団の活動に対し積極的な協力を得るために必要となる設備の整備に関する事業。

ウ 婦人防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

この心得書に関するお問合せは・・・

青森県総務部防災消防課

電話：017-734-9088 FAX：017-722-4867

Mail: shobo@pref.aomori.lg.jp